

第3期 庄原市行政経営改革大綱 (素案)



令和8年6月 第7回審議会
庄原市総務部行政経営改革課

I 基本的事項

1 趣旨

「行政経営改革」は、行政機関が経費の縮減や効率的なサービスの提供などを目的に取り組み、制度改革・事務改善に、民間企業の「経営の視点」を加えたものです。

この改革は、財政健全化や合理化のみを目的とするものではなく、人材、財源、資産などの資源が限られる中で市民と行政が意識や情報を共有し、地域課題の解決を図り、「市民満足度の向上」に資することを目指すものです。

本大綱は、「行政経営改革」に関する基本計画に位置づけられます。

本市では、平成18年3月に第1期行政経営改革大綱（平成17～21年度）を、また、合併特例措置の段階的削減による普通交付税の減額が目前に迫った平成26年度には第2期行政経営改革大綱（平成26～令和2年度）を策定し、経費縮減、事務改善及び健全な行政運営に継続して取り組んできました。

しかしながら、今後さらに進む人口減少などに伴い、行政課題はより複雑多様化することが予想されます。

安定した行政運営を行うためには、最適な行政組織のあり方、適正な職員数の確保、住民自治組織との連携のあり方等について、従来の延長線上にとどまらない、新たな視点・発想に基づく抜本的な改革を行う必要があります。

こうした行政経営の刷新は、「安心な暮らしが充実し、庄原に関わる人の未来がつながっていくまち」となるための下支えとなるものです。

以上を踏まえ、行政経営改革の背景・目標・必要性・取り組みの方向性を明文化し、市民と行政が共通認識をもって改革を実行できるよう、「第3期庄原市行政経営改革大綱」を策定します。

2 基本方針

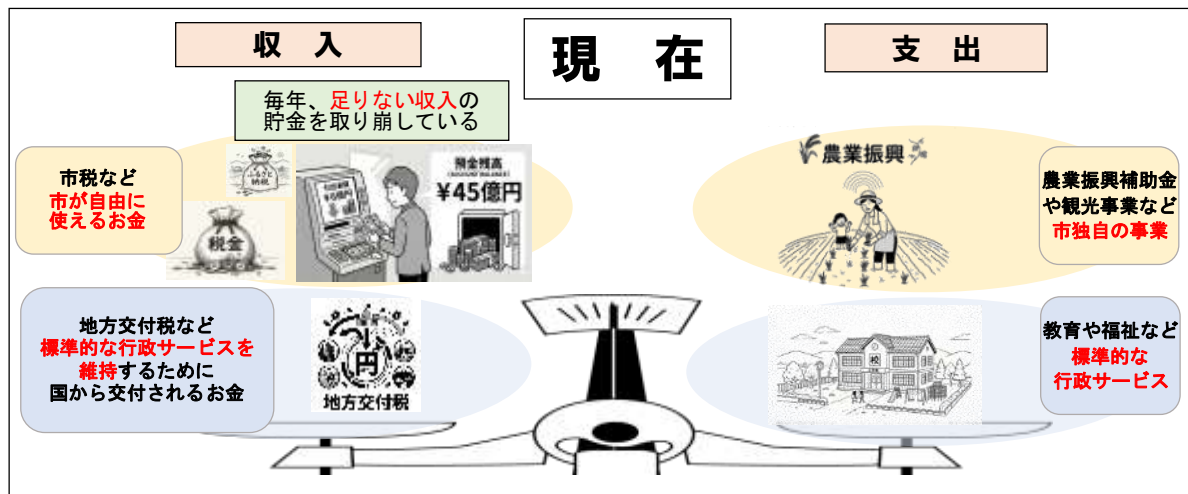
地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

この趣旨を踏まえ、基本方針を次のとおりとします。

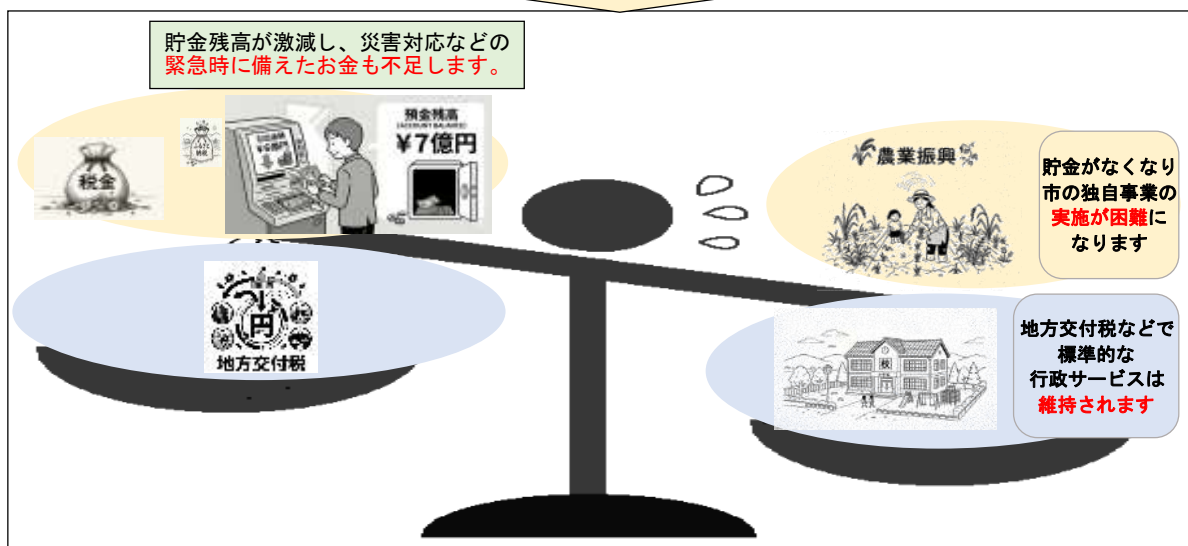
- (1) 行政サービスの内容や程度が同じであればコストの削減に組み、コストが同じ程度であれば行政サービスの向上を図ります。
- (2) 限りある資源(人材・財源・資産等)を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を発揮します。

～ 行政経営改革とは ～

現在、庄原市は、毎年、**不足するお金を「貯金を取り崩して」**やり繰りしています。
 このままでは、災害など緊急のために蓄えている**重要な貯金もなくなってしまう**。
 そのため、今のうちに「効果的な事業への見直し」や「公共施設の統廃合」、「補助金の見直し」、「支所機能の見直し」、「ふるさと納税の確保」などの改革に取り組み、将来にわたり**安定的な行政運営を行い、安心な暮らしが充実する庄原市のまちづくりを進めます。**



このままでは・・・



今のうちに**改革**をして



3 第3期大綱の視点

- (1) 従来の枠組みにとらわれない、新たな視点・発想に基づく、抜本的な経営改革を実行します。
- (2) 引き続き、「庄原市まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりを推進します。
- (3) 経済変動や社会構造の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政基盤を確立します。
- (4) 「共創のまちづくりの推進」や「市の一体感の醸成」を図り、限られた資源を有効に活用し、市の「一体的な発展」を目指します。

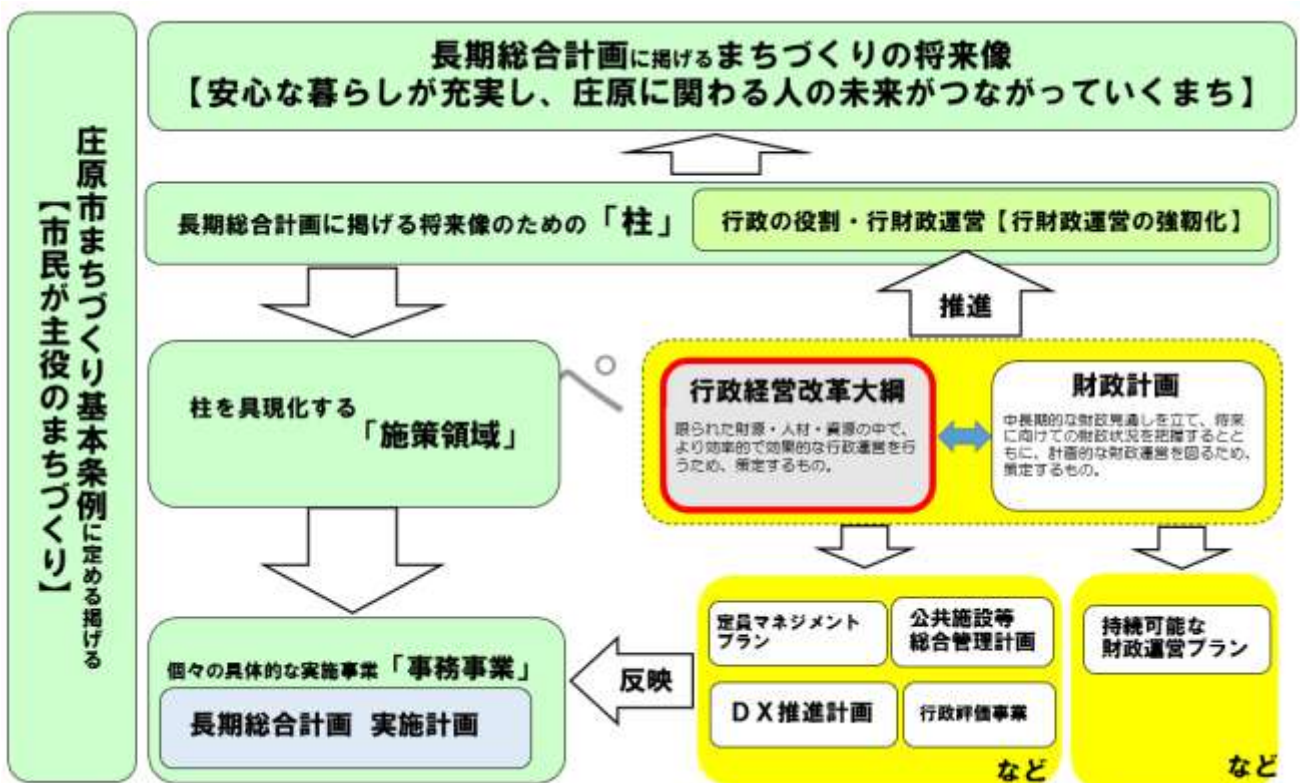
※共創：複数の主体(個人・団体)が目標や課題を共有し、対話・協働を通じ、知恵とノウハウを結集して、単独では生み出せない新たな価値や成果を「共に創り出す」ことです。

4 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(第3期庄原市長期総合計画(10年間)の計画期間の前期)

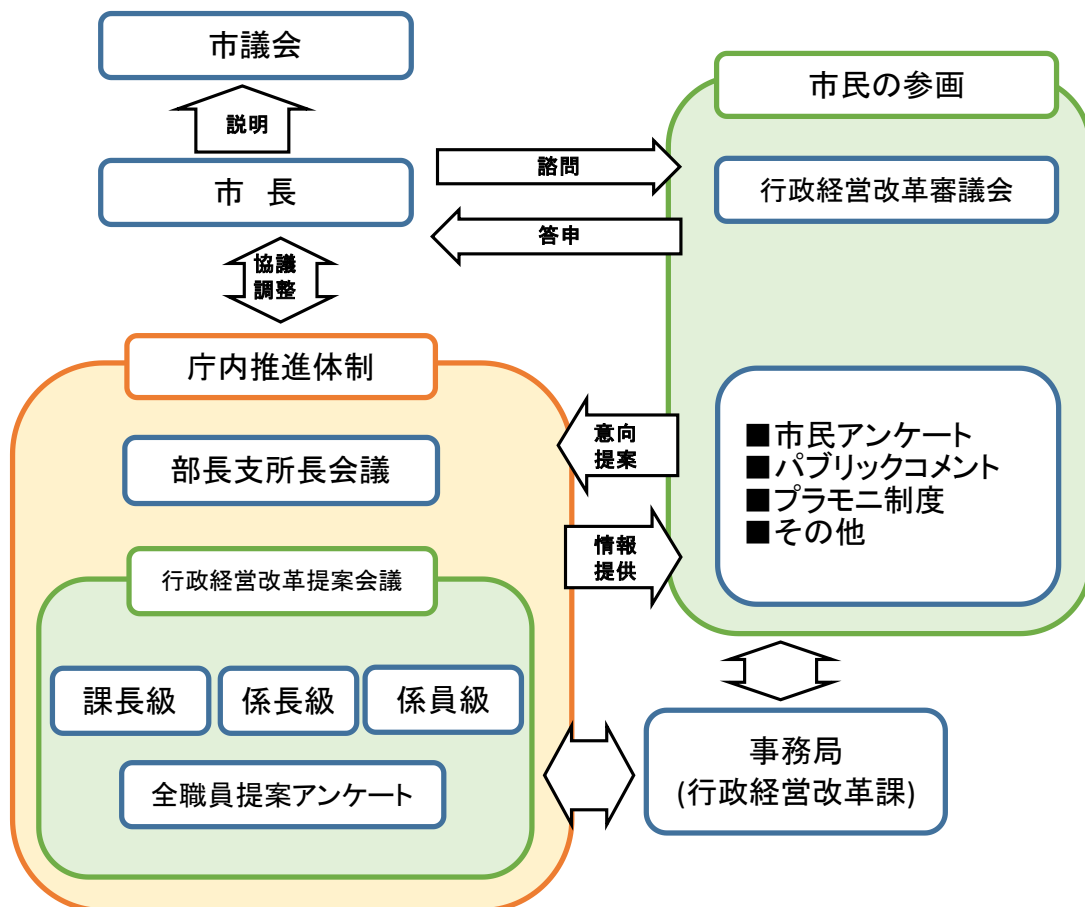
5 本市の行政経営改革大綱の位置付け



6 本市の行政経営改革の背景と成果など

第1期の背景（平成17～21年度）	第2期の背景（平成26～令和2年度）
最大の行政改革ともいえる市町村合併を実現しましたが、三位一体改革により、合併後の財源確保が予想以上に困難で、まさに「危機的な財政状況」に至っており、市民満足の向上、職員・市民の意識改革、行政と市民の協働実践、さらには行政評価システムへの展開も視野に入れた内容で行政経営改革に取り組むことを求められました。	合併特例措置の段階的縮減による普通交付税の減額が目前に迫っており、将来を見据えた持続的かつ安定的な行政運営、まちづくり基本条例に掲げる「市民が主役のまちづくり」を推進するためには、さらなる制度改革や意識改革が求められました。
第1期の成果	第2期の成果
- 行政評価制度の導入、職員定数の適正化、未利用財産の活用、補助金の見直し、委託料の適正化、受益者負担の見直し、事務事業の見直し、起債発行額の抑制、情報公開と情報提供の推進、自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進などに取り組みました。 - 結果として、大綱に掲げた10計画27項目のうち、約81%の22項目について概ね実施・完了し、計画策定以前の平成16年度と比較すると、5年間累計で約128.6億円の歳入確保・経費削減・経費抑制という財政面での成果を得ています。	- 職員定数の適正化、人材育成の推進、人事評価制度の導入、補助金の見直し、指定管理施設の最適運営、受益者負担の見直し、事務事業の見直し、まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進などに取り組みました。 - 結果として、大綱に掲げた10計画66項目のうち、約74%の49項目について概ね実施・完了し、計画策定以前の平成25年度と比較すると、7年間累計で約45.20億円の歳入確保・経費削減・経費抑制という財政面での成果を得ています。

7 第3期行政経営改革大綱の策定体制



8 庄原市行政経営改革審議会への諮問

令和8年1月9日

庄原市行政経営改革審議会 会長 様

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市の行政経営改革について（諮問）

本市は、平成17年3月の新市誕生を契機に、行政組織・自治体運営の再構築を図り、これまで二期にわたる行政経営改革大綱を策定・実施してまいりました。

その結果、一定の成果を上げることができましたが、今なお多くの課題が残されています。

現在、我が国は人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、そしてデジタル技術の急速な進展など、大きな社会変革の時代を迎えており、本市においても、これらの変化に伴う行政需要の多様化・複雑化に直面しており、限られた資源の中で持続可能な行政運営を実現することが喫緊の課題と認識しております。

このような状況下において、本市が将来にわたって市民サービスの質を維持・向上させ、活力ある地域社会を築いていくためには、従来の延長線上にない新たな発想に基づく抜本的な行政経営改革が不可欠です。

特に、今年度中に策定予定の「第3期庄原市長期総合計画」に掲げる各種政策を着実に実行していくためには、それを支える行政基盤の強化が必要不可欠であり、そのための指針となる新たな行政経営改革大綱の策定と実施が急務となっております。

最適な行政組織の構築、適正な職員定数の確保、住民自治組織との連携のあり方、デジタル技術の積極的活用など、課題に対する改革の方向性を明確にし、実効性のある取り組みにつなげていくことが求められています。

つきましては、庄原市行政経営改革審議会設置条例第2条の規定に基づき、「第3期庄原市行政経営改革大綱」の策定に向けて、本市が取り組むべき行政課題並びに改革の方向性について、貴会の専門的見地からご意見を賜りたく諮問いたします。

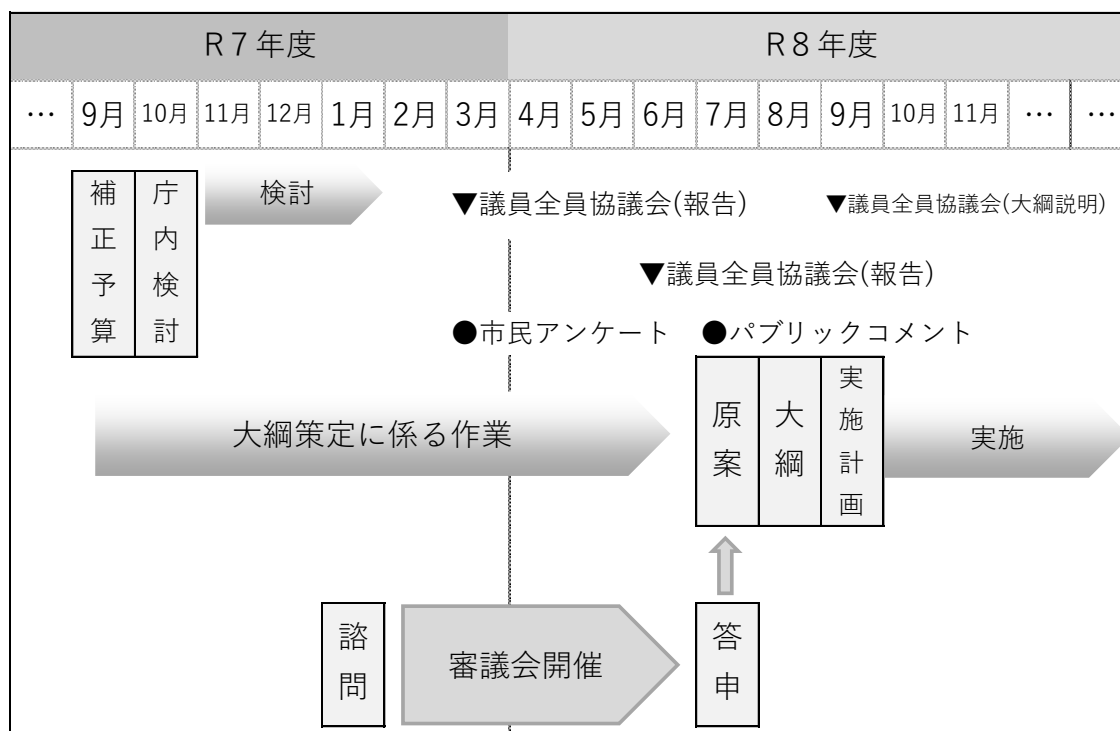
9 実施計画の策定

大綱の取り組み項目の年次ごとの実施内容を定めるため「第3期庄原市行政経営改革大綱実施計画」を別に策定します。

また、計画期間中の進捗状況を毎年度、庄原市行政経営改革審議会へ報告し、ホームページで公表します。

10 策定スケジュール（予定）

(1) 全体スケジュール



(2) 審議会開催スケジュール

回次	開催日	協議内容等
第1回	令和8年1月9日(金)	諮問・庄原市の現況の説明・審議会運営について
第2回	令和8年2月4日(水)	市民アンケート結果の報告 1 新たな手法の導入などによる事務事業の改善
第3回	令和8年3月3日(火)	2 多様な主体との連携
第4回	令和8年4月17日(金)	3 ビルド・アンド・スクラップの徹底
第5回	令和8年5月12日(火)	4 持続可能な業務執行体制の構築
第6回	令和8年6月12日(金)	5 財政資源の最適配分
第7回	令和8年6月30日(火)	総括
第8回	令和8年7月7日(火)	答申

参考

庄原市まちづくり基本条例（抜粋）

前文 ～前略～

庄原市は今、厳しい中山間地域の現実に直面しており、私たちは、これまで以上に「自らのまちは自らの手でつくる」という強い信念を持ち、参画と協働による元気なまちづくりを進めていく必要があります。

ここに私たちは、これからの庄原市における「市民が主役のまちづくり」をさらに進めるために、庄原市まちづくり基本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、～中略～ 参画と協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

（位置付け）

第2条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とします。

2 各主体は、まちづくりに取り組むときは、この条例の趣旨を尊重するものとします。

～略～

（市民の権利）

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに関する企画および提案を行う権利を持ちます。

3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。

（市民の責務と役割）

第6条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加するものとします。

～略～

（市長の責務）

第8条 市長は、この条例に基づいて、公正、公平かつ誠実にまちづくりを推進するものとします。

2 市長は、市民の意向を尊重し、自らの判断と責任において必要な施策を選択し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するものとします。

3 市長は、まちづくりの課題に的確に対応できる職員を育成するものとします。

（市職員の責務）

第9条 市職員は、まちづくりに関する情報の収集、課題の把握および企画能力の向上を図るものとします。

（市民の参画と協働）

第10条 市は、市民の参画および協働の機会を積極的に提供するものとします。

～略～

（健全な財政運営）

第11条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の確保および健全な財政運営を行うものとします。

（施策の評価と公表）

第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。

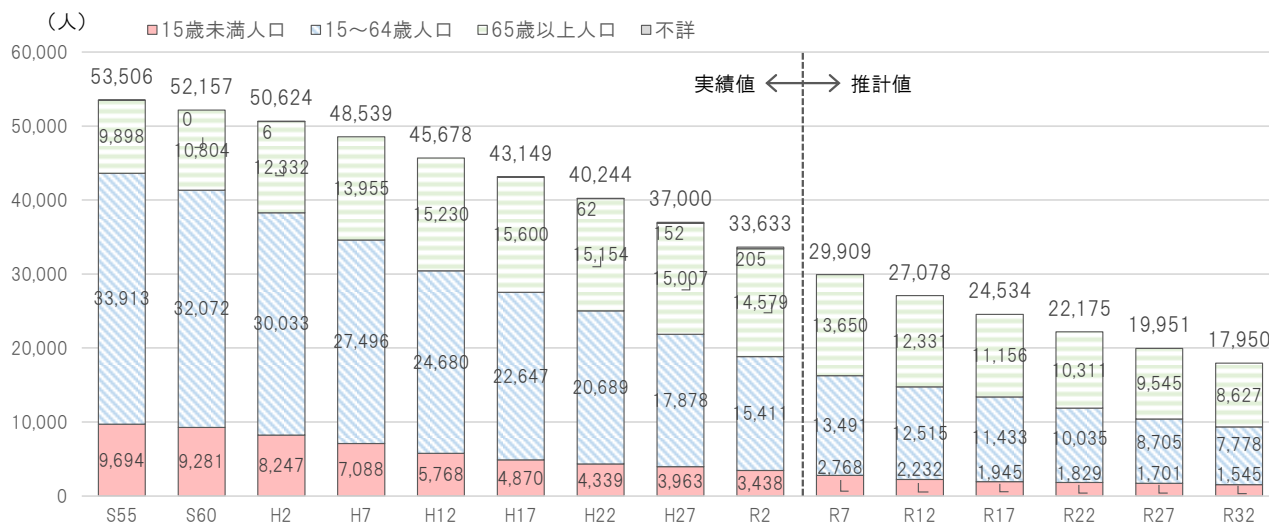
～以下略～

II 本市の現況

1 人口推移

- 総人口は令和7年に3万人を割り込み、令和27年には2万人を下回る見込みです。
- 少子傾向、高齢化傾向は今後とも継続する見込みです。

人口推移と将来推計
(国勢調査及び社人研推計(令和5(2023)年推計))



2 財政状況

■ 令和7年度財政計画からみた将来の財政見通し(令和7年度決算見込み、令和8年度以降推計値)

今後も人口減少などに伴い、市税や普通交付税などの収入の伸びが見込めない中、少子高齢化に伴う社会保障費やライフラインの維持管理経費など、市民サービスに必要な経費等の高止まりが想定されます。

令和8年2月時点の推計では、令和8年度以降、「歳出」に対する「歳入」の不足を補うため、毎年5億円前後、財政調整基金を取り崩す必要が生じ、令和6年度に約45億円であった財政調整基金残高が、令和13年度には約7億円まで減少します。

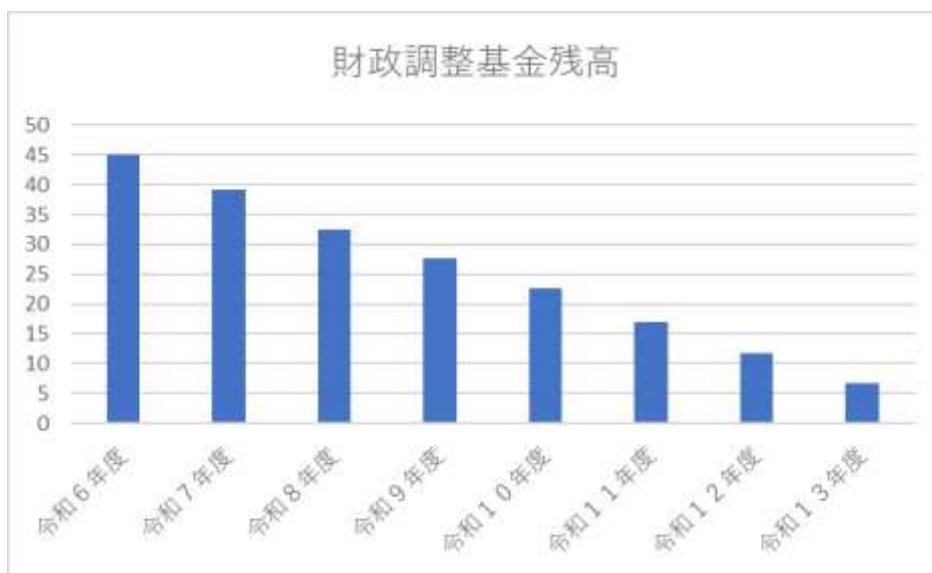
財政調整基金は、標準財政規模の10%(18.2億円)～20%(36.4億円)を確保することが望ましいとされていますので、大変、厳しい財政状況になることが見込まれます。

また、本市は、県内他市と比較し、公共施設等の維持管理に関する基金が極めて少ない状況(17ページの表)にあり、将来のインフラ更新、維持管理の負担に対する備えが不足しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
年度末財政調整基金残高	45.3億円	39.1億円	32.4億円	27.7億円	22.7億円	17.0億円	11.8億円	6.8億円
基金取り崩し額(A)	4.0億円	8.6億円	6.8億円	4.7億円	5.1億円	5.8億円	5.2億円	5.0億円
基金積み立て額(B)	2.5億円	2.4億円	0.1億円	0億円	0.1億円	0億円	0億円	0億円
基金増減(B)-(A)【※】	1.5億円	6.2億円	6.7億円	4.7億円	5.0億円	5.7億円	5.2億円	5.0億円

※その年の歳出に対して歳入が不足する額

(単位:億円)



3 庄原市と県内市及び県内人口密度50人以下の町との比較

は、人口密度50人以下の市町

1 面積

(単位：km)

	市名	面積
1	庄原市	1,246.60
2	広島市	905.01
3	三次市	778.19
町	北広島町	646.20
4	東広島市	635.32
5	安芸高田市	538.17
6	福山市	518.07
7	廿日市市	489.36
8	三原市	471.02
町	神石高原町	381.98
9	呉市	353.29
町	安芸太田町	341.89
10	尾道市	284.85
11	府中市	195.71
12	竹原市	118.30
13	江田島市	100.89
14	大竹市	78.13

2 人口（令和2年国勢調査）

(単位：人)

	市名	人口
1	広島市	1,200,754
2	福山市	460,930
3	呉市	214,592
4	東広島市	196,608
5	尾道市	131,170
6	廿日市市	114,173
7	三原市	90,573
8	三次市	50,681
9	府中市	37,655
10	庄原市	33,633
11	安芸高田市	26,448
12	大竹市	26,319
13	竹原市	23,993
14	江田島市	21,930
町	北広島町	17,763
町	神石高原町	8,250
町	安芸太田町	5,740

3 人口密度（令和2年国勢調査）

(単位：人)

	市名	人口密度
1	広島市	1,324
2	福山市	890
3	呉市	608
4	尾道市	460
5	大竹市	335
6	東広島市	310
7	廿日市市	233
8	江田島市	218
9	竹原市	203
10	三原市	192
11	府中市	192
12	三次市	65
13	安芸高田市	49
14	庄原市	27
町	北広島町	27
町	神石高原町	22
町	安芸太田町	17

4 標準財政規模（令和6年度）

【標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模】

（単位：千円）

	市名	標準財政規模
1	広島市	358,258,463
2	福山市	113,057,847
3	呉市	56,759,176
4	東広島市	50,148,316
5	尾道市	37,125,806
6	廿日市市	31,256,652
7	三原市	27,932,089
8	三次市	22,504,584
9	庄原市	18,168,846
10	安芸高田市	12,214,123
11	府中市	12,081,671
町	北広島町	9,619,385
12	江田島市	8,971,337
13	竹原市	8,097,634
14	大竹市	8,079,825
町	神石高原町	6,366,573
町	安芸太田町	4,975,583



平成22年度は、全国的に交付税等が増額となったことによる標準財政規模の増の主な要因



5 市民1人あたりの財政規模（令和6年度）

【標準財政規模／国勢調査人口】

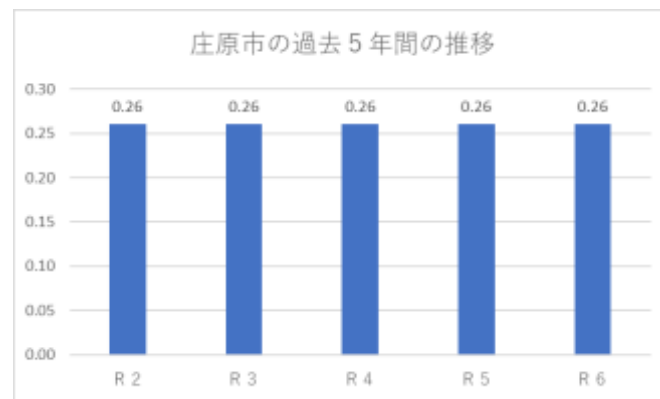
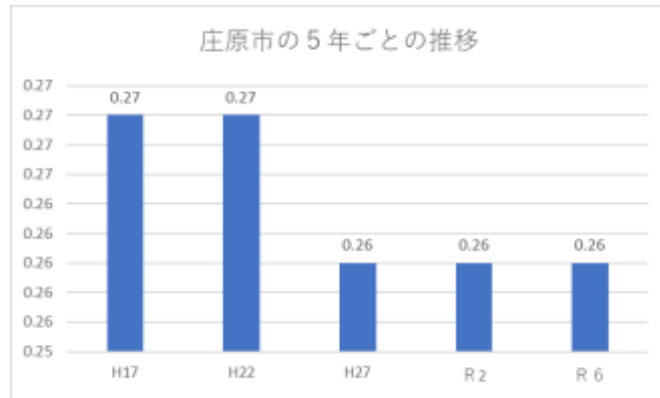
（単位：千円）

	市名	1人あたり財政規模
町	安芸太田町	867
町	神石高原町	772
町	北広島町	541
1	庄原市	540
2	安芸高田市	462
3	三次市	444
4	江田島市	409
5	竹原市	337
6	府中市	321
7	三原市	308
8	大竹市	307
9	広島市	298
10	尾道市	283
11	廿日市市	274
12	呉市	264
13	東広島市	255
14	福山市	245

6 財政力指数（令和 6 年度）

【指数が高いほど財源に余裕がある。】

	市名	財政力指数
1	東広島市	0.86
2	広島市	0.77
2	福山市	0.77
4	大竹市	0.72
5	竹原市	0.68
6	廿日市市	0.58
7	呉市	0.57
8	三原市	0.53
9	尾道市	0.52
10	府中市	0.44
町	北広島町	0.36
11	三次市	0.34
11	安芸高田市	0.34
13	江田島市	0.30
14	庄原市	0.26
町	神石高原町	0.20
町	安芸太田町	0.20

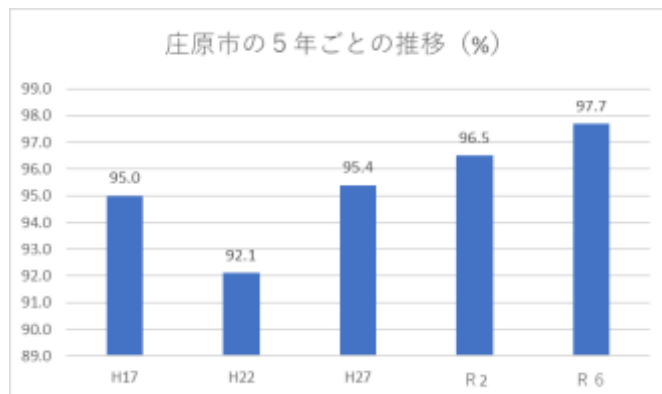


7 経常収支比率（令和 6 年度）

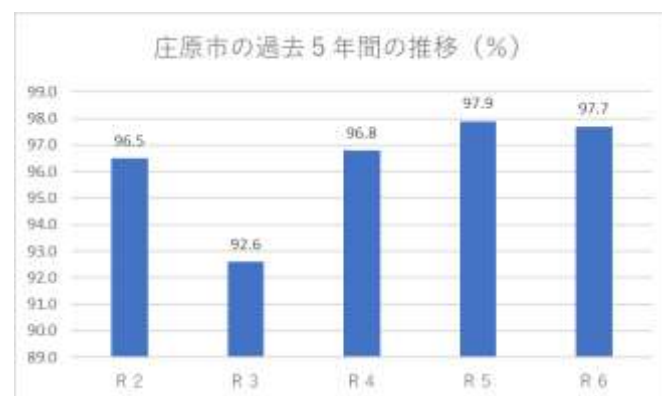
【比率が低いほど、財政構造に弾力性がある。】

（単位：％）

	市名	経常収支比率
町	神石高原町	81.2
1	福山市	84.8
町	北広島町	89.4
町	安芸太田町	92.8
2	安芸高田市	92.9
3	東広島市	93.6
4	三原市	93.7
5	竹原市	94.5
6	呉市	96.0
7	大竹市	96.6
8	広島市	97.3
9	府中市	97.6
10	庄原市	97.7
11	廿日市市	97.9
12	尾道市	98.0
13	三次市	98.1
14	江田島市	98.6



平成 22 年度、令和 3 年度ともに、全国的に交付税等が増額となったことによる比率の低下

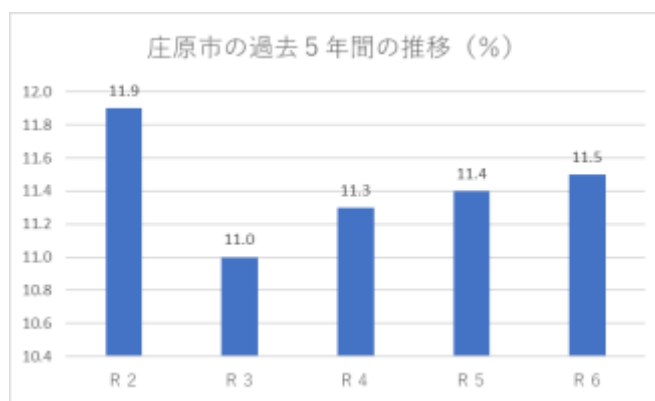
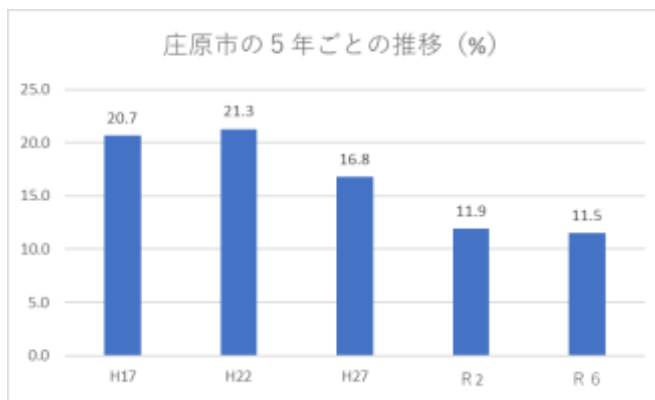


8 実質公債費比率（令和 6 年度）

【借入金の返済額の大きさを指標化したもので、比率が高いほど

資金繰りが厳しい】（単位：％）

	市名	実質公債費比率
1	福山市	1.2
2	東広島市	3.3
3	呉市	4.9
4	府中市	6.4
	町 神石高原町	6.5
5	三次市	7.2
6	廿日市市	7.6
7	江田島市	7.9
8	尾道市	8.3
9	竹原市	8.6
10	三原市	8.7
11	広島市	8.8
12	安芸高田市	10.0
13	庄原市	11.5
	町 北広島町	12.1
14	大竹市	12.7
	町 安芸太田町	13.2



9 将来負担比率（令和 6 年度）

【比率が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高い】

【“－”は、充当可能な財源が将来負担額を上回ったもの】

（単位：％）

	市名	将来負担比率
1	福山市	－
1	東広島市	－
1	江田島市	－
	町 神石高原町	－
	町 安芸太田町	－
4	三原市	6.2
5	尾道市	10.3
6	呉市	32.0
7	三次市	35.5
8	府中市	39.1
	町 北広島町	44.3
9	竹原市	45.1
10	安芸高田市	55.1
11	大竹市	62.8
12	廿日市市	65.8
13	庄原市	66.7
14	広島市	161.3



将来負担比率は、平成 19 年度以降の基準値のため平成 17 年は、算定していない。

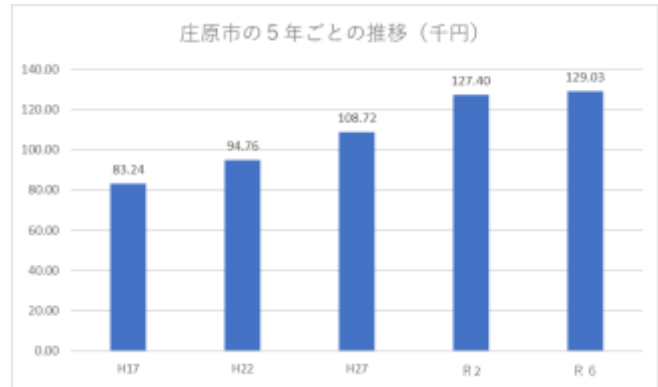


10 市民1人あたりの物件費（令和6年度）

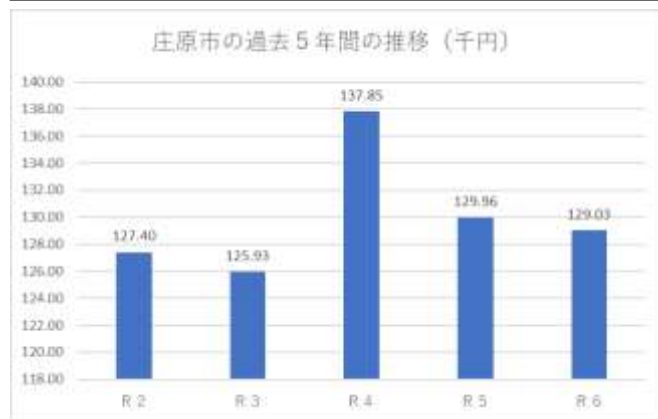
【物件費：消費的性質を持つ経費で、消耗品費、施設管理委託料等です。】

（単位：千円）

	市名	1人あたり物件費
町	神石高原町	286.02
町	安芸太田町	232.85
町	北広島町	142.65
1	庄原市	129.03
2	大竹市	113.76
3	安芸高田市	113.66
4	三次市	105.98
5	江田島市	98.94
6	府中市	87.12
7	竹原市	85.67
8	廿日市市	79.28
9	尾道市	71.57
10	東広島市	70.74
11	広島市	70.02
12	三原市	69.78
13	呉市	63.69
14	福山市	49.36



令和4年度は、備北クリーンセンターの新焼却施設、稼働に伴う稼働時間の増が物件費増の主な要因



11 市民1人あたりの補助費（令和6年度）

【補助費等の経常一般財源（市が任意で行う補助金・負担金などの現金給付）】

（単位：千円）

	市名	1人あたり補助費
町	神石高原町	327.45
町	安芸太田町	323.26
町	北広島町	170.27
1	庄原市	153.00
2	三次市	139.38
3	安芸高田市	110.26
4	府中市	78.85
5	竹原市	72.97
6	江田島市	65.90
7	三原市	60.63
8	尾道市	50.23
9	大竹市	46.60
10	東広島市	43.33
11	広島市	42.27
12	福山市	42.04
13	廿日市市	40.74
14	呉市	32.39



令和2年度は、新型コロナ対策特別定額給付金が増加要



12 職員の本庁集約率（令和6年度）

【普通会計決算カード上の本庁・支所職員数】

【福祉事務所の職員は、支所に分類されます。】

	市名	本庁集約率
1	府中市	91.77%
2	竹原市	91.57%
3	安芸高田市	76.57%
4	大竹市	72.15%
5	三次市	68.83%
6	東広島市	68.44%
7	福山市	68.19%
8	庄原市	67.31%
9	三原市	66.39%
10	廿日市市	65.30%
11	江田島市	64.79%
12	尾道市	61.88%
13	呉市	57.56%
14	広島市	38.82%



13 ふるさと納税額(令和6年度)

(単位：千円)

	市名	ふるさと納税額
1	大竹市	1,020,030
2	呉市	990,659
3	広島市	579,486
4	尾道市	558,155
5	東広島市	438,819
6	廿日市市	430,945
7	三原市	390,921
8	福山市	212,874
9	府中市	207,588
10	江田島市	192,549
11	竹原市	146,037
12	安芸高田市	145,165
13	三次市	103,686
14	庄原市	46,122



【出典：総務省、ふるさと納税に関する現況調査】

※ 企業が個人寄付として行ったものを除く額

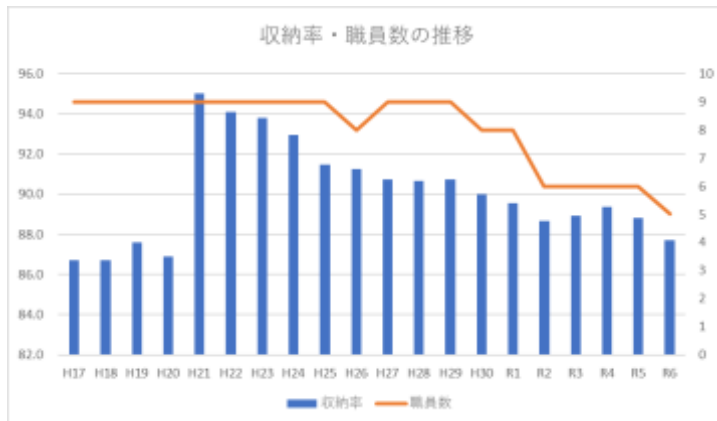
14 市税収納率

①市町村税収納率(国民健康保険税・料を除く。)の県内市の比較 (令和6年度)

区 分	調 定 済 額 (千円)			収 入 済 額 (千円)			(A)－(B)	収 入 率 (%)			
	現年課税分	滞納繰越分	合 計 (A)	現年課税分	滞納繰越分	合 計 (B)		現年分	滞繰分	計	順位
呉 市	30,050,552	177,443	30,271,484	30,000,904	56,268	30,100,661	170,823	99.8	31.7	99.4	1
廿 日 市 市	16,850,080	177,342	17,055,615	16,794,642	66,615	16,889,450	166,165	99.7	37.6	99.0	2
広 島 市	249,693,135	2,910,028	252,805,467	248,593,120	1,109,908	249,905,332	2,900,135	99.6	38.1	98.9	3
竹 原 市	4,791,012	57,438	4,854,046	4,766,141	23,130	4,794,867	59,179	99.5	40.3	98.8	4
東 広 島 市	39,099,837	581,769	39,736,354	38,941,437	149,870	39,146,055	590,299	99.6	25.8	98.5	5
福 山 市	76,459,347	1,223,285	77,783,547	76,133,306	378,783	76,613,004	1,170,543	99.6	31.0	98.5	6
三 原 市	13,833,173	215,392	14,070,304	13,773,636	60,849	13,856,224	214,080	99.6	28.3	98.5	7
大 竹 市	5,425,235	92,595	5,522,877	5,407,150	17,736	5,429,933	92,944	99.7	19.2	98.3	8
尾 道 市	17,644,329	303,597	17,979,421	17,570,010	70,352	17,671,857	307,564	99.6	23.2	98.3	9
三 次 市	6,970,536	137,354	7,128,511	6,938,050	17,129	6,975,800	152,711	99.5	12.5	97.9	10
府 中 市	5,067,671	102,728	5,178,894	5,026,706	22,815	5,058,016	120,878	99.2	22.2	97.7	11
安 芸 高 田 市	3,579,287	107,720	3,696,004	3,555,585	15,169	3,579,751	116,253	99.3	14.1	96.9	12
江 田 島 市	2,426,653	111,934	2,543,440	2,403,745	17,638	2,426,236	117,204	99.1	15.8	95.4	13
庄 原 市	3,733,296	482,164	4,226,380	3,671,887	24,391	3,707,198	519,182	98.4	5.1	87.7	14

②庄原市の収納率の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収納率	86.7	86.7	87.6	86.9	95.0	94.1	93.8	92.9	91.5	91.3	90.7	90.7	90.7	90.0	89.6	88.7	88.9	89.4	88.8	87.7
職員数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	9	9	9	8	8	6	6	6	6	5



③過年度分の税目別滞納額及び件数(令和8年2月18日現在)

(人・円)

税 目		納税義務者数	滞納者数	滞納者の率	滞納額
市民税	個人住民税	16,275	500	3.07%	67,950,521
	法人住民税	1,364	15	1.10%	20,021,000
固定資産税		19,243	642	3.34%	154,739,729
軽自動車税		13,738	265	1.93%	5,612,841
国民健康保険		3,990	372	9.32%	66,945,987
計		54,610	1,352	2.48%	315,270,078

※滞納者数は、重複する人がいるため、合計数が合わない

◆県内他市の公共施設の維持整備に関する令和5年度末基金残高

(単位:百万円)

(各市で所有する公共施設の状況が異なるため一律に判断できませんが、整備・維持管理への備えの目安となります。)

現在高／標準財政規模の順で並べ替え

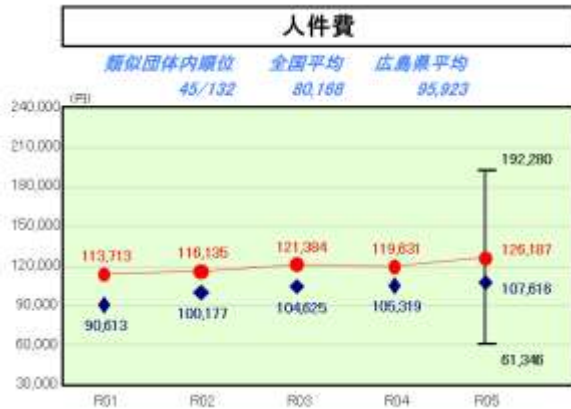
市名	現在高	現在高／標準財政規模(%)	基金名称
三次市	2,497	11.10%	道の駅基金、市営住宅整備等基金、都市基盤整備基金、診療所基金、庁舎整備基金、公共施設等整備基金
福山市	12,278	10.86%	大規模事業基金、公共施設維持整備基金 都市開発基金、教育環境整備基金
東広島市	5,062	10.09%	都市基盤整備基金、文化体育施設建設基金 公共施設総合管理基金
竹原市	791	9.76%	都市基盤整備基金、市立図書館建設基金
三原市	2,535	9.08%	大規模事業基金
安芸高田市	826	6.76%	サッカー公園管理運営基金、たかみや湯の森管理基金 清流園施設改修基金、消防施設整備基金 市有住宅管理運営基金、学校施設整備基金
廿日市市	2,050	6.56%	公共施設等整備基金、市営住宅事業基金
江田島市	467	5.21%	学校施設整備基金、公共施設整備基金
尾道市	1,829	4.93%	都市基盤整備事業基金、観光施設整備基金、学校教育施設整備基金、庁舎整備基金、復旧・復興基金
大竹市	353	4.37%	大竹会館基金、市営住宅基金
府中市	357	2.96%	学校教育施設整備基金、公共施設維持整備基金
呉市	1,507	2.66%	体育振興基金
広島市	3,175	0.89%	都市整備事業基金、原爆ドーム保存事業等基金 広島市民球場基金、サッカースタジアム基金
庄原市	5	0.03%	学校施設整備基金

4 市町村財政比較分析表からみる庄原市の財政状況(令和5年度)

類似団体とは、全国の市町村を人口と産業構造等により分類した35のグループのうち、庄原市と同じグループに属する市を言います。

(1)性質別歳出(住民一人当たりのコスト)

● 庄原市の値
◆ 類似団体の平均値
T 類似団体の最大値
└ 及び最小値



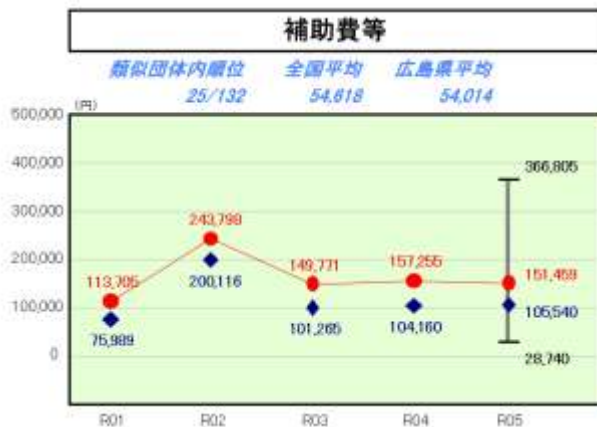
【人件費の分析】

市の面積が広大で、類似団体と比較して、支所を多く配置してはいけないことから、職員数が多く平均を上回っています。



【職員数の分析】

市の面積が広大で、類似団体と比較して、支所を多く配置してはいけないことから、職員数が多く平均を上回っています。



【補助費等の分析】

自治振興区への補助交付金、市立病院や消防組合への負担金などが多数・多額となっています。また、高齢化の進展などにより今後も社会保障関係経費の増加傾向が続くと見込まれます。

補助費等：市が任意で行う補助金・負担金などの現金給付です。



【物件費の分析】

ごみ処理事業の大部分を直営で行っているため、その維持管理経費が多額となる傾向にあります。

また、旧市町毎にある公共施設・保育所等の維持管理経費、小中学生の通学にかかる経費、指定管理者制度の活用による影響に加え、労務単価の高騰などが大きな要因です。

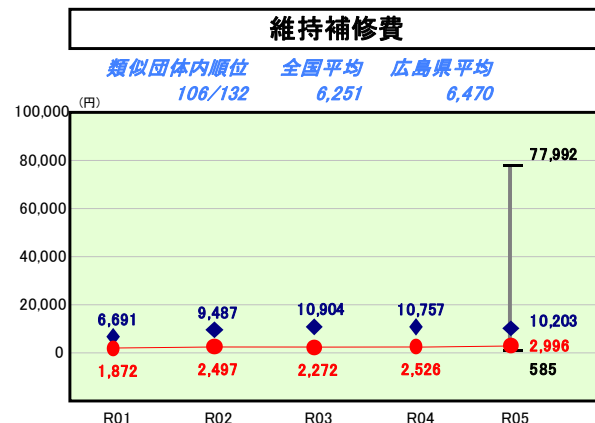
物件費：消費的性質を持つ経費で、消耗品費、施設管理委託料等です。



【扶助費の分析】

人口減少による影響を受けつつも、自立支援事業や生活保護扶助事業等の増額による影響により、扶助費が高止まりとなっていることが要因です。

扶助費：乳幼児医療費や児童手当、生活保護、障害者福祉に関する経費など、住民の福祉を支える費用です。

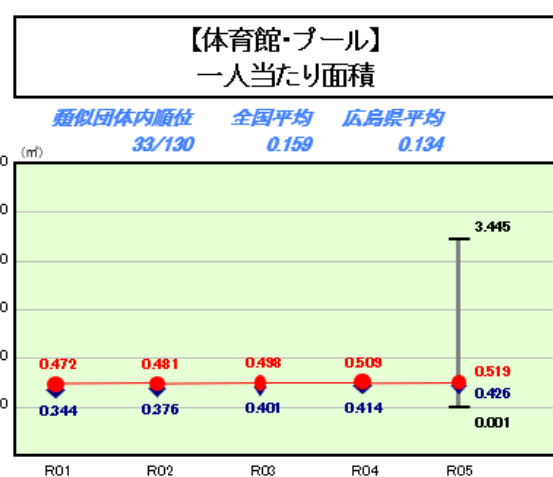
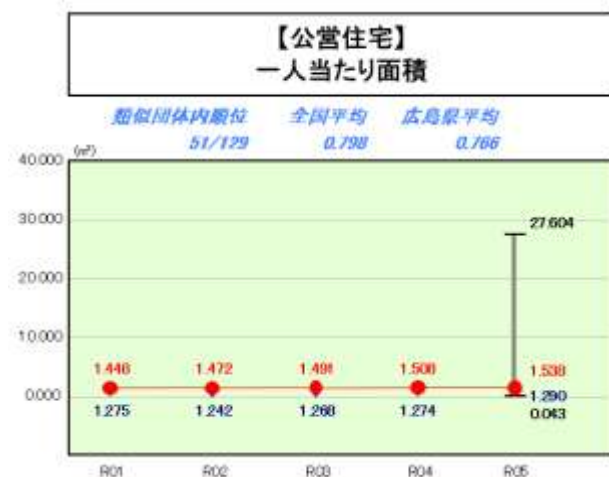
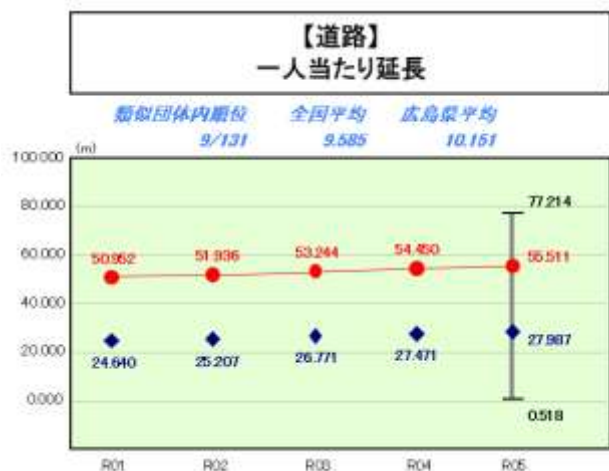


【維持補修費の分析】

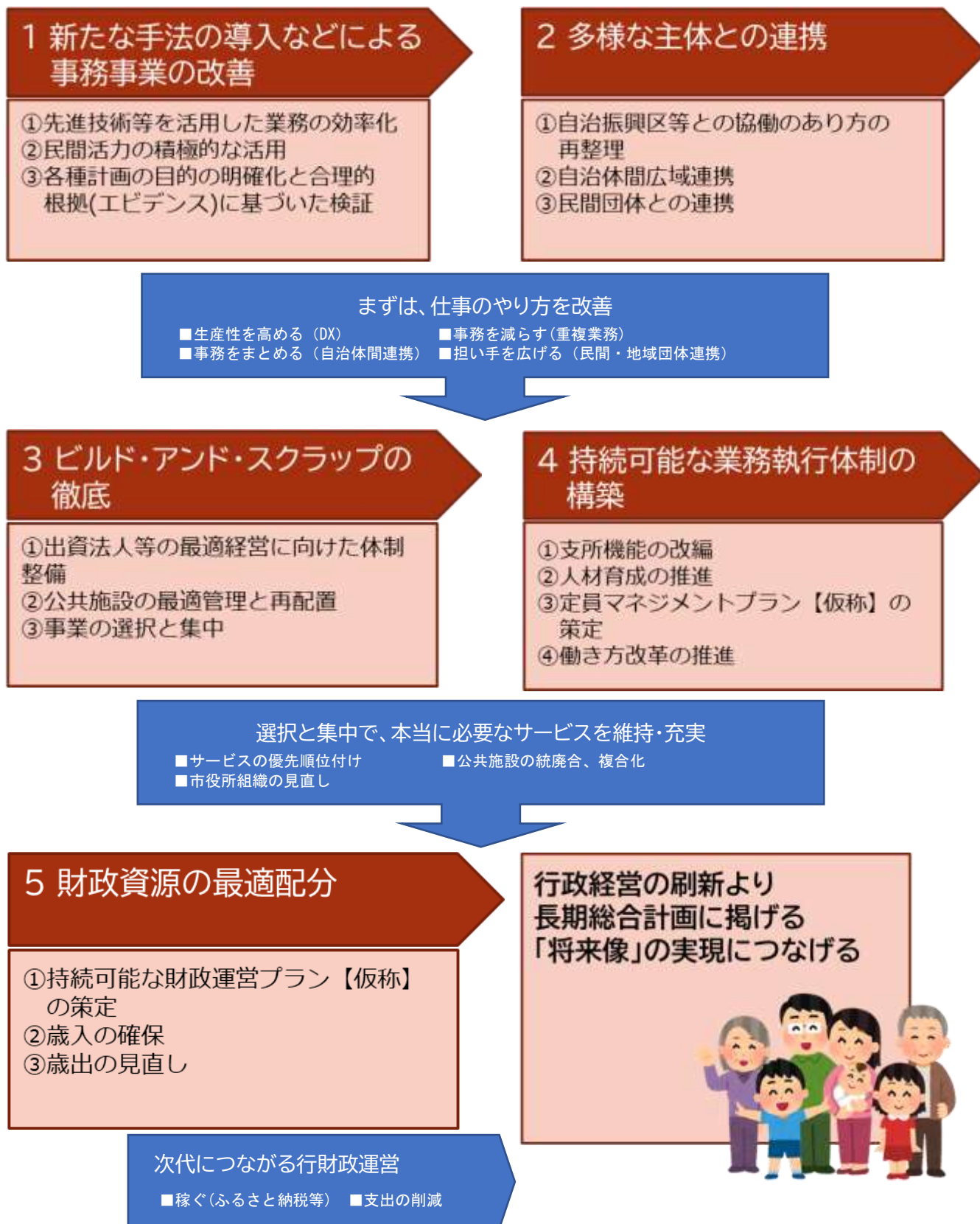
指定管理施設が多く、軽微な修繕は指定管理者が実施していることから、低位にある状況です。

維持補修費：施設や機器等の維持補修にかかる費用です。

(2) 公共施設の状況

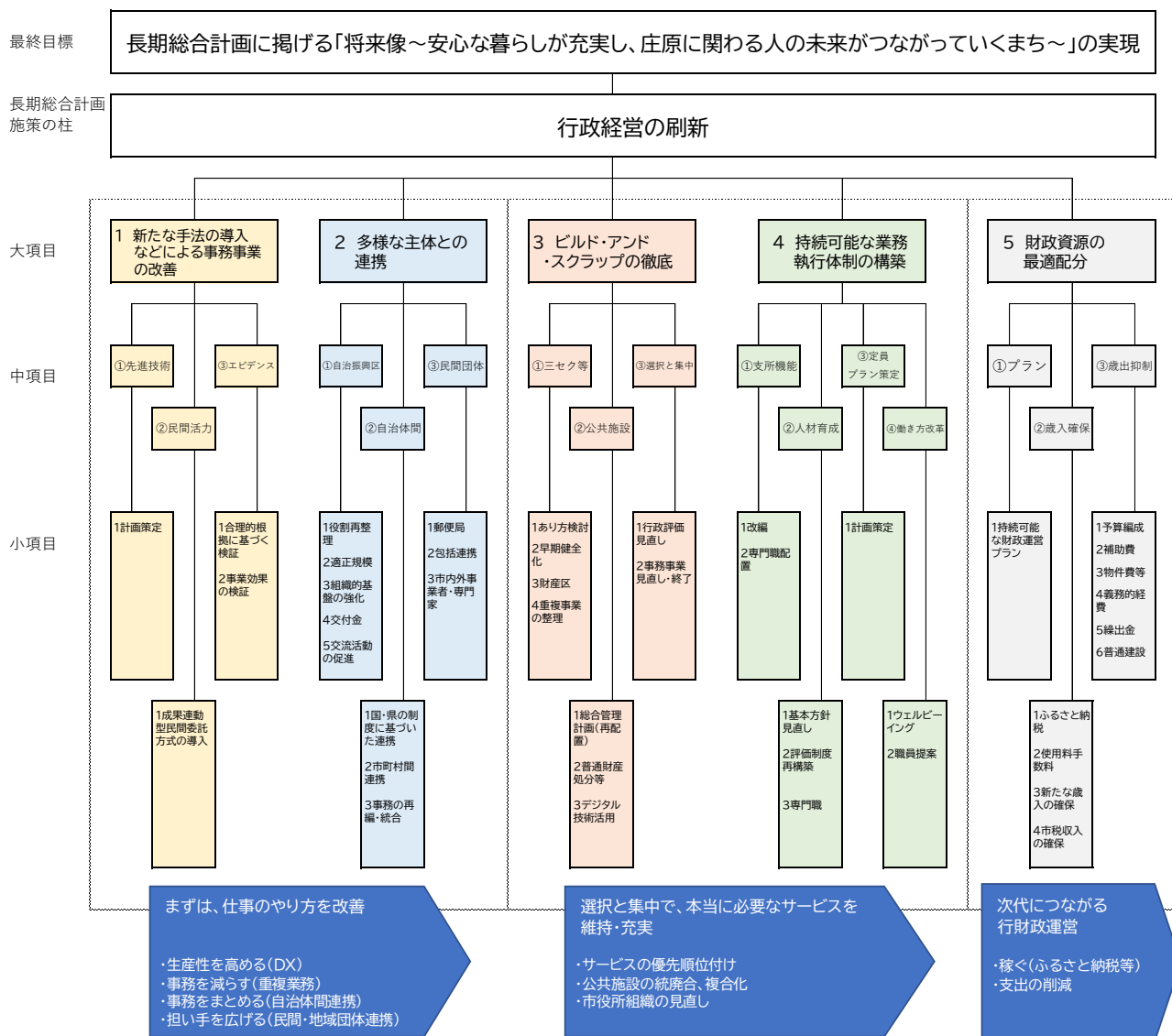


Ⅲ 取り組み項目の全体像



第3期の取り組み項目の体系図

- ・ 行政経営改革大綱において、大項目、中項目及び小項目を定める。
- ・ 行政経営改革大綱実施計画において、年次計画を定める。



■第1期から第3期までの取り組み項目の体系図

第 1 期項目	第 2 期項目	第 3 期項目
8-(1) 事務手続(補助金申請等)の簡素化	9. 事務処理の簡素化・効率化	1-①先進技術等を活用した業務の効率化
6-(2) 公の施設の管理運営形態の見直し(指定管理者制度の導入)	7-(2) 指定管理施設の最適運営	1-②民間活力の積極的な活用
1-(1) 行政評価システムの構築	1. 行政評価の推進	1-③各種計画の目的の明確化と合理的根拠(エビデンス)に基づいた検証
10-(1) 情報公開と情報提供の推進	10-(2) 適切な情報提供	
10-(2) 市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大	10-(3) 市民の参画機会の拡大	
【第 2 期 新規】	10-(1) まちづくり基本条例の実践	2-①自治振興区等との協働のあり方の再整理
6-(1) 事務事業(施設管理を除く)の民間委託	10-(4) 自治振興区との協働	
10-(3) 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進		
	【第 3 期 新規】	2-②自治体間広域連携
【第 2 期 新規】	10-(1) まちづくり基本条例の実践【再掲】	2-③民間団体との連携
9-(2) 公社・第三セクターの運営の見直し	【第 2 期 掲載なし】	3-①出資法人等の最適経営に向けた体制整備
5-2-(2) 未利用財産の活用	7-(1) 公有財産の最適管理(総括的事項)	3-②公共施設の最適管理と再配置
5-3-(2) 委託料の適正化	1. 行政評価の推進【再掲】	3-③事業の選択と集中
1-(1) 行政評価システムの構築【再掲】	4. 人材育成の推進	4-②人材育成の推進
4-(1) 人材育成基本方針の策定	5. 人事評価制度の導入	
4-(2) 人事評価制度の導入	2. 行政組織の再編整備	4-①支所機能の再構築
2-(1) 行政組織の再編整備	3. 職員数の適正化	4-③定員マネジメントプラン【仮称】の策定
2-(2) 職員定数の適正化(定員適正化計画の策定)		4-④働き方改革の推進
	【第 3 期 新規】	5-①持続可能な財政運営プラン【仮称】の策定
5-2-(1) 受益者負担の適正化(施設使用料を含む)	6-(2) 歳入の確保	5-②歳入の確保
5-2-(3) 収納率向上と入湯税統一課税	6-(3) 補助金・負担金の見直し	5-③歳出の見直し
5-3-(1) 補助金の見直し	6-(1) 安定的な財政運営(総括的事項)	
5-1-(1) 財政の健全化(総括的事項)	現在、適正な給与水準であると判断していることから対象項目としない。	
3-(1) 職員給与等の適正化	8. 生活交通施策の見直し	
7-(3) 生活交通確保体制の整備		長期総合計画において取り組みを掲載するため、対象項目としない。

IV 取り組み項目

大項目：1 新たな手法の導入などによる事務事業の改善

大項目の目標像：業務の手法を根本から見直して、効率的で、質の高いサービスを市民に提供します。

中項目：① AI・RPA(パソコンで行う定型的なデータ入力や転記等を自動で行う技術)等の先進技術を活用した業務の効率化

中項目の目標像：情報通信技術が有効に活用され、市民の暮らしが便利になり、市役所の業務も効率化します。

所管課：行政経営改革課

1 現状及び課題

限られた人員で、複雑多様化する行政課題に対応し、効率的で質の高い住民サービスの提供を維持していくためには、従来の業務手法を見直し業務を効率化することが不可欠です。

特に、本市は市域が広く、多くの支所を設けていることから、情報通信技術の導入が効果的な解決策と考えます。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①庄原市 DX 推進計画 (仮称)の策定及び実行	【現状】 第2期地域情報化計画の終了 ↓ 【目標像】 DX推進計画の目的の達成	令和8年度中に DX 推進計画及び実行計画(仮称)を策定する。 (1)計画の方向性 ア 専門人材等育成のための基本方針及び全職員のデジタルリテラシー向上の取り組みを定める。 イ AI 等を活用すべき事項及びガイドラインを定める。 ウ デジタル技術の進展に対応するため実行計画は、適宜、柔軟に変更を行う。 エ システム導入にあたり、他市の事例を積極的に情報収集し、費用対効果・課題を検証するとともに、最小限の規模で開始(スモールスタート)し、段階的に導入を行う。 オ 全ての市民がメリットを感じられる DX を推進する。 (2)市民サービス ア 電子申請業務(書かないワンストップ窓口等)の拡大及び AI チャットボット(対話型システム)を活用した手続支援の導入を実行計画に定める。 イ 本庁・支所間の「リモートでの窓口対応」により申請支援・相談業務を実施する。 ウ 市民へのデジタルデバインド(デジタル化による情報格差)対策を行う。 (3)行政事務改善 ア 「DX 推進チーム」が導入前の現場ニーズを把握する。 イ 従来の庄原市独自の慣習にとらわれることなく、業務プロセスを改革する。	

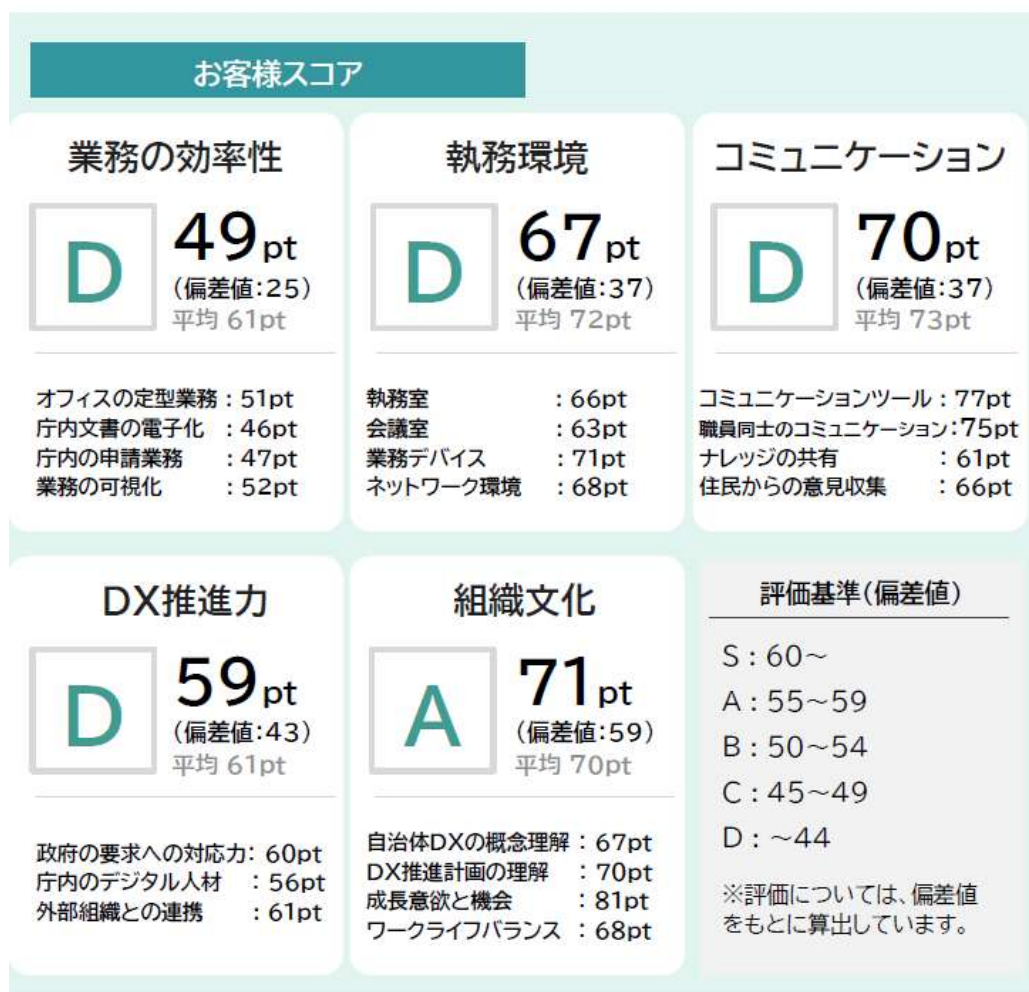
3 参考事項

令和8年2月に「DXShip ひろしま」参加の市町を対象に NEC ネットズエスアイ(株)が実施した診断レポート

庄原市は、D Xへの職員理解などの「組織文化」の項目を除く、全ての項目が「最低ランクの“D”」です。

特に

- ・ 庁内文書の電子化
- ・ 執務環境、ネットワーク環境
- ・ 住民からの意見収集
- ・ デジタル人材の育成 が劣っているため、総合的なD X推進に早急に取り組む必要があります。



中項目:② 民間活力の積極的な活用

中項目の目標像:民間の創意工夫をいかして、地域課題を効果的に解決します。

所管課:行政経営改革課

1 現状及び課題

民間のノウハウや工夫をいかす仕組みである PFS(成果連動型民間委託契約方式)を市街地活性化、結婚支援事業などの事業へ導入し、本市の実情に即した真に効果的な事業として展開する必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
まちづくり施策等への PFS の導入	【現状】 実施中の PFS 事業なし ↓ 【目標像】 PFS 事業における成果指標の達成事業数: 委託業務の棚卸を踏まえ実施計画で定める	令和 8 年度から PFS 導入にかかる具体的な検討を開始する。 (1)国の支援制度を活用した PFS 事業の研究・実施 (2)産学官連携推進機構などと連携した案件形成 (3)土地開発公社、第三セクター、地元金融機関との連携による事業推進の検討 (4)市街地活性化、結婚支援事業への PFS 導入の検討 (5)第三セクターの経営改善施策への PFS 導入の検討	本市は、平成 30 年度から 3 年間、広島県と 5 市による「新たながん検診の個別受診勧奨業務」を実施した。

3 参考事項

(1) 従来の委託事業と PFS 事業の比較

項目	従来型の委託事業	PFS事業
事業活動の裁量の程度	事業活動の実施方法を、仕様書に定めるため、民間事業者の裁量は小さい。	達成すべき成果指標値の改善状況が指定され、そのための事業活動の実施方法については、 民間事業者のノウハウを活用するため、民間事業者に一定の裁量を付与する。
事業終了時の評価(検査)方法	仕様書に定める事業活動の実施方法に則り業務を実施したか、成果物が仕様を満たしているかを検査する。	民間事業者の事業活動により、 どれだけ成果指標値が改善したかを評価する (固定支払いがある場合、その支払いに対する検査は行われる)。
地方公共団体等からの支払額	成果に関わらず、仕様で定めた事業活動や検収する成果物に対して支払うため、予め定めた額である(受託者たる民間事業者が支出した費用に基づく精算払いもある)。	成果評価で確認される、 成果指標値の改善状況により変動する。
成果を高めることに対するインセンティブ	成果指標の改善状況に関わらず支払額が固定であり、収益という面において、成果指標値を改善するインセンティブが働かない。	成果指標値の改善状況に対し支払額が変動するため、 成果指標値をより改善するインセンティブが効果的に働く。

例) 婚活事業の場合

従来型委託：行政が定めた内容に沿ったイベントを実施し、イベントの実施に対する経費を支払い

PFS事業：民間事業者にイベント実施内容に関する裁量を付与し、委託料は最終的な成婚数に応じた支払い

(2) 安芸高田市 PFS 導入検討資料

【R4:先-20】観光関連施設の一体管理に係る官民連携手法検討調査
(実施主体:広島県安芸高田市)

安芸高田市基礎情報(R5.3.1時点)
・人口:26,931人
・面積:537.71km²

【事業分野:その他】【対象施設:観光関連施設】【事業手法:PFI,成果運動型民間委託契約方式(PFS)】

調査のポイント

- 複数施設をバンドリングすることにより、PFI事業での事業成立及び効率的な管理運営が可能となるとともに、相互施設利用の促進による拠点性が高まり、付加価値や集客力が向上する。
- まちづくり・観光分野における成果運動型民間委託契約方式(PFS)を実施し、民間事業者の創意工夫やノウハウ等、自由な発想を活用することで、民間事業者のインセンティブ設計によるサービスの質の向上を見込むことができ、民間事業者の他地域への事業展開も期待できる。

事業/施設概要

【安芸高田市の紹介】
安芸高田市は、清流江の川沿いに田園風景が広がる自然豊かな地域でありながら、広島市から車で約1時間と比較的アクセスが良く、ますます高まる自然回帰ブームで、注目が高まっている地域である。

【施設概要】

#	対象施設	延床面積	用途
1	神楽門前湯治村	5,465.87㎡	宿泊、物販、飲食、温泉
2	道の駅「北の関宿」安芸高田	626.57㎡	物販、飲食
3	たかみや湯の森	3,037.92㎡	温泉
4	土師ダム周辺施設 ^{※1}	—	観光
合計		9,130.36㎡	?

※1 民間事業者サウンディング等を踏まえた協議の結果、土師ダム周辺施設は他の対象施設と用途・集客ターゲットが異なり、相互施設利用促進が困難であるため、本事業対象施設から除外することとした。

 : 本調査の対象施設

目的・これまでの経緯

【安芸高田市の課題】
本事業の対象となる観光関連施設は、老朽化が進むなど従前の魅力を失っており、各施設で別の指定管理者が運営しており、地域全体の相乗効果を生み出せていない。そのため、民間収益施設の導入や一体的な運営を図ることで、エリア全体の活性化や収益性の改善が求められている。

【調査概要】
地域経済を支える観光関連施設の再生のため、バンドリング、PFI等民間活力の活用の可能性をマーケットサウンディング等を実施し、検討してきた。

「神楽門前湯治村」、「道の駅北の関宿安芸高田」、「たかみや湯の森」の経営統合を実施したが、成果が限定的だったため、引き続き経営支援、人事交流による経営ノウハウの活用などのフォローアップを実施

中項目:③ 各種計画の目的の明確化と客観的データに基づいた検証

中項目の目標像:客観的データに基づく政策立案の推進により、政策の妥当性をわかりやすく説明します。

所管課:行政経営改革課・経営戦略課

1 現状及び課題

客観的データに基づく政策立案による各施策への資源（財源・人員）の最適配分を行うとともに、市民に対し各施策の意義や内容を、わかりやすく適切に情報を提供する必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①各種計画策定の目的の明確化と客観的データに基づいた検証	パブリックコメント対象計画(注①)の策定時の適切な評価指標の設定に基づく評価指標の達成を目指す 【現状】 未実施 ↓ 【目標像】 評価指標の達成率：100%	(1)定量的な成果指標の活用と可視化 ア 計画に掲げる各施策レベル及び各事業レベルの成果指標を、客観的データに基づいて設定する。 イ 各事業レベルでの成果指標の設定が困難な場合は、市民満足度調査で補完する。 (2)学識経験者等に充てる策定委員には、施策に精通した人材を選任し、対面参加が困難な場合はオンライン会議を活用 (3)大規模な政策導入の小規模な範囲での試行及び、その効果測定・評価による、より効果的な政策設計への反映 (4)職員の政策立案能力の向上施策の実施 (5)AI チャットボット評価委員会(注②)による市民意向調査	
②事業実施による効果の検証	小項目①の評価指標の達成度の予算編成への反映 【現状】 未実施 ↓ 【目標像】 予算編成の反映率：100%	(1)計画策定時から計画期間終了時期までの指標を定点調査し、予算査定に活用 (2)評価結果の次期の政策立案への反映状況を明確に示し、PDCA サイクルを可視化 (3)行政評価事業の活用 (4)庄原市プランナー・モニター制度の登録手続の見直し	

3 参考事項

注①：庄原市パブリックコメント手続実施要綱(平成 19 年庄原市告示第 15 号)第 3 条第 1 項第 1 号に定める計画

(対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策や条例等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的施策を定める総合計画等の計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2)～(5) 略

2 略

注②：AI がコーディネーターを務める市民登録者によるオンライン会議型のトークルーム

■ AI チャットボット行政評価委員会

行政評価オンライン会議 & 市民参加AIチャットボット

参加者 (市民・行政)

- 市民A
- 市民B
- 行政職員 (田中)
- 行政職員 (田中)
- 市民員 (田中)

チャット

AI司会者 ミライ

市民A (山田) : 公共施設の維持管理コストが気になります。削減案は？

市民B (佐藤) : 図書館の開館時間を延長してほしい。

行政職員 (田中) : コスト削減は検討中です。図書館の件は需要調査を行います。

AI ミライ : 貴重なご意見ありがとうございます。コスト削減と図書館の件、論点として整理します。

チャットを送信...

AIリアルタイム評価まとめ

- 市民A (山田) : 公共施設の維持管理コストが気になります。削減案は？
- 市民B (佐藤) : 図書館の開館時間を延長してほしい。
- 行政職員 (田中) : コスト削減は検討中です。図書館の件は需要調査を行います。

問責

- 公共施設の維持管理コストが気になり、削減案が思い浮かびません。
- 削減
- 図書館の開館時間になります。図書館の件図書館の件、論点として整理致すコストです。

相当なデータ

- <https://www.ca.sin.binanota-outeophers/710300090.jpg>
- <https://www.ca.sin.binanota-outeophers/7103000211.jpg>

評価アジェンダ

行政評価オンライン会

- 公共施設の維持管理コストが延長してほしい
- 図書館の開館時間を延長して

評価アジェンダ

- 行政評価オンライン会議、セッコー管理

参加

大項目：2 多様な主体との連携

大項目の目標像：自治振興区や民間団体、他自治体等との連携により地域課題と行政課題の解決を図り、共創のまちづくりを推進します。

中項目：①自治振興区との協働のあり方の再整理

中項目の目標像：庄原市まちづくり基本条例に規定する「市民が主役のまちづくり」を実現します。

所管課：地域共創課

1 現状及び課題

「市民が主役のまちづくり」を実現するための住民自治の組織として、合併当初に自治振興区が 88 設立され、現在は、22 に再編されています。

自治振興区によって、これまで、コミュニティ推進をはじめ、地域交通・福祉・防災防犯など、多岐にわたる分野において、主体的な活動が進められてきました。

本市では、自治振興区の自主独立性を重んじ、自発的な地域振興活動を支援してきましたが、自治振興区の規模や取り組みに大きな差異が生じています。

また、県内他市と比較して、多額の交付金が投入されており、今後、人口減少等で経営資源が制約される中で、現状を維持することが困難となることが予想されます。

本市のまちづくりにおける地域コミュニティの必要性・重要性はさらに高まることも踏まえたうえで、住民自治組織と行政の役割分担や組織のあり方などについて、検討する必要があります。

また、令和 7 年 3 月の庄原市議会企画建設常任委員会の所管事務調査報告書においても「交付金や補助金の配分や加算の仕組みを検討すべきと考える。」との報告がされており、今後、他市の事例も研究しつつ、交付金のあり方とチェック体制を検討する必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①役割の再整理	本項目は、住民自治組織に関する事項のため、市としては取り組み事項のみを掲載	受託的事業(指定管理・生涯学習事業等)、公的事業(防災防犯等)、任意事業(地域行事等)、自治会支援事業等に業務を仕分けする。 ア 受託的事業：市が事業実施内容を示す。 イ 公的事業：市が事業の方向性を示し、必要な要請を行う。 ウ 任意事業：市が必要に応じて助言・支援を行う。	自治振興区連合会理事会構成員、市長等で構成する「住民自治のあり方」に関する懇談会の内容を踏まえて、総合的に判断する。
②適正規模での運営支援		(1)将来的な人口推計を踏まえ活動に必要な人的資源、経済的要素、伝統的生活圏を勘案する中で、適正規模確保に向けた自治振興区の再編の取り組みを支援 (2)共同事務、事務職員の複数自治振興区を兼職できるよう制度変更等の検討	
③組織的基盤の強化と更なる民主的運営・透明性の確保		(1)組織の継続性、信用性を確保するため認可地縁団体等の法人化又は指定地域共同活動団体への移行促進 (2)支所との連携による”地域のハブ機能”の強化 (3)自治振興区の定義を定めることを検討 (4)組織運営や各種事業への地域住民の参画促進 (5)決定プロセスの明確化と地域住民への積極的な情報提供	

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
④交付金の見直し	本項目は、住民自治組織に関する事項のため、市としては取り組み事項のみを掲載	(1) 自立的で効果的な地域づくり事業の推進に向けた、交付金制度のゼロベースでの抜本的な見直し (2) 運営費及び各事業に要する経費について、公費で措置すべき割合と、会費などの自主財源で賄う割合を整理 (3) 自治振興区の自主性尊重と市の基準設定を両立させた交付金額の算定及び会計の透明性確保 (4) 適正な賃金体系が確保できる人件費の確保手法を検討	自治振興区連合会理事会構成員、市長等で構成する「住民自治のあり方」に関する懇談会の内容を踏まえて、総合的に判断する。
⑤交流活動の促進		(1) 旧市町の枠を超えた連携による活動の促進 ア 旧市町横断の課題対応型（広域見守り、買い物支援、共同イベント、周遊観光など）の交付金の新設を検討する。	

3 参考事項

注①：まちづくり基本条例第6条第3項：

（市民の責務と役割）
第6条 第1項及び第2項 略
3 住民自治組織は、地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進めるものとします。

（1）自治振興区の現状

地域名	自治振興区数
庄原	8
西城	2
東城	7
口和	1
高野	2
比和	1
総領	1
合計	22



（2）自治振興区の事業の例

- ①【定住】空き家バンク、移住希望者の相談、空き家活用セミナー 庄原暮らしお試し住宅運営
- ②【福祉】配食サービス、ふるさと応援会 健康マージャンサロン
- ③【防災】防災マップ、防災研修会、防災アプリ
- ④【情報発信】振興区の便りの発行、公式 HP・SNS の活用
- ⑤【地域振興】都市との交流事業、交流イベント、スポーツ大会
- ⑥【生涯学習】人権学習会、夕涼み会、夏休みキッズわくわく教室、地域未来塾、文化教室

(3) 自治振興区の人口・法人格等 (法人格等の欄が空欄の場合は、「権利能力なき社団」を示す。)

自治振興区名	人 口	法人格等	自治振興区名	人 口	法人格等
庄原	5,548		八幡	641	
高	1,062		田森	570	
本村	500		東城	3,430	
峰田	514		帝釈	359	
敷信	2,593	認可地縁団体	久代	331	認可地縁団体
東	3,619		新坂	167	
山内	1,418		口和	1,657	
北	1,090		上高	928	
西城	2,454		下高	490	認可地縁団体
八銚	366		比和	1,070	
小奴可の里	922		総領	1,062	一般社団法人

(4) 住民自治組織に対する県内市の支援 (令和7年度予算)

(単位：千円)

	市名	運営支援	活動・その他支援	計	一人当たり支援額 (円)
1	庄原市	257,467	81,601	339,068	11,012
2	三次市	200,817	22,104	222,921	4,687
3	江田島市	8,780	50,242	59,022	2,909
4	東広島市	185,737	117,107	302,844	1,591
5	安芸高田市	31,656	4,492	36,148	1,404
6	広島市	0	1,503,708	1,503,708	1,285
7	竹原市	12,732	9,699	22,431	1,004
8	大竹市	5,740	19,100	24,840	986
9	三原市	0	79,491	79,491	921
10	呉市	8,000	135,112	143,112	717
11	廿日市市	353	79,963	80,316	699
12	福山市	8,000	141,094	149,094	329
13	府中市	0	6,530	6,530	187

※尾道市は、未掲載

(5) 自治振興区関係の支出額(令和6年度決算額)

(単位:千円)

分類	支出内容	決算額
交付金	自治振興交付金	113,928
	特別振興交付金	134,300
自治活動	自治振興区活動促進補助金	3,466
	庄原市自治振興区連合会 負担金	1,750
	地域マネージャー活用事業交付金	30,127
	地域おこし協力隊員支援事業 委託業務料	1,189
	自治振興区定住促進活動補助金	1,085
コミュニティ推進	コミュニティ助成事業	6,300
	集会施設借上助成金	216
	集会施設浄化槽維持管理補助金	773
	集会施設整備補助金	1,849
施設管理	自治振興センター指定管理料	53,218
	図書館分館管理業務委託	4,414
	コミュニティセンター指定管理料	2,385
	ふるさと村高暮指定管理料	2,099
	東城文化ホール指定管理料	12,323
	しょうばら生活体験施設運営補助金	367
	庄原市ふれあいの里指定管理料	339
	高齢者活動センター指定管理料	903
	比和温泉あけぼの荘管理業務委託	6,686
	ぼたる見公園指定管理料	1,431
防犯灯管理	西城市街地街路灯維持管理業務委託	344
	LED防犯灯設置補助金	348
防災	自主防災組織活動補助金	1,766
	避難所開設謝金	110
	防災無線子局土地使用料	1
	消防施設整備補助金・負担金	113
生涯学習	生涯学習委託事業委託料	23,799
環境整備	施設・道路環境整備業務委託(草刈りなど)	27,179
	除雪作業委託金	206
	道路河川清掃等業務実施報奨金	308
	環境対策補助金	1,200
	再生資源物回収報奨金	14
	ごみ集積所設置補助金	200
定住対策等	お試し留学農業体験受入に係る謝礼	15
子育て支援	放課後子ども教室事業委託金	18,035
高齢者福祉	地域デイホーム活動支援事業補助金	3,371
	敬老会事業補助金	6,697
地域振興	農林施設整備事業補助金	75
	有害鳥獣防除事業補助金	304
	観光地域づくり補助金(帝釈もみじまつり)	300
交通対策	芸備線駅開業100周年記念行事実施補助金	100
	芸備線利用助成金	43
	公共交通空白地有償運送補助金	1,204
	市民タクシー運行事業	6,402
	タクシー利用助成券	2
	福祉タクシー乗車券	42
その他	投票所機材等借上謝金	178
合 計		471,504

(6) 各機関の課題認識

①庄原市自治振興区連合会

庄原市自治振興区連合会 組織検討方針(令和6年7月5日承認)

- (1) 人口が500人以下でかつ活動が困難となっている自治振興区、または組織再編の必要性を認識している自治振興区は、組織の見直しを協議する
- (2) 見直しを検討する組織の対象範囲は、旧市町の区域を越えないこととする
- (3) 組織の見直しを行う場合は、対象となる自治振興区だけでなく連絡協議会を構成する全ての自治振興区で検討する
- (4) 協議の結論は具体的に決定することとする（組織の見直しの有無、時期など）

②庄原市議会

令和7年第1回庄原市議会定例会所管事務調査報告書(企画建設常任委員会)

平成17年の合併により広大な市域を有することとなった本市で、市民と行政が力を合わせ、自治振興区を中心として市民が主役のまちづくりを進めてきた。

しかし近年、高齢化や人口減少が急速に進み、自治振興区や自治会の運営、活動に困難が生じ始めているとの声を聞く機会が増えている。

これまで市行政は、自治という観点から自主独立性を重んじ、自治振興区には自発的に地域課題の解決に向けた取り組みを期待してきた。結果、自治振興区間で地域課題への取り組み状況に大きな差が出てきている状況は否めない。

(略)

今後は地域課題への取り組み状況に応じ、事業交付金を加算し人件費も交付金に内包するなどの工夫により、地域課題の取り組みへの意欲増加、住民サービスの平準化へと繋がるよう、交付金や補助金の配分や加算の仕組みを検討すべきと考える。

③自治振興区へのアンケート調査

令和4年度実施 県立広島大学地域戦略協働プロジェクト事業(西村和之教授)

地域が抱える根幹の課題は、我が国が直面している少子高齢化による人手不足であり、経済の落ち込みによるであろう予算を含めたリソースの減少・不足にたどり着き、直ちに、明快な答えが得られる案件では無い。と言う実情を再認識することになった。

しかしながら、アンケート調査により「生の声」を聴取して意見を整理した結果、以下の3点は指摘することができた。即ち、

- 1) 自治振興区とともに、自治会においても組織が担う役割の見直しと統廃合を含めた区割りの見直し・再編が不可避と判断される区や会が認められる。
- 2) 統廃合や区割り等に見直しに至らない区や会であっても、市と区の役割や区と会の役割と言った組織間の関係性と仕切りを明確にし、改めて住民個々人に対して正しい認識を付与する必要がある。
- 3) この二点を実現するために、速やかな協議と組み直しの実現が望まれる。

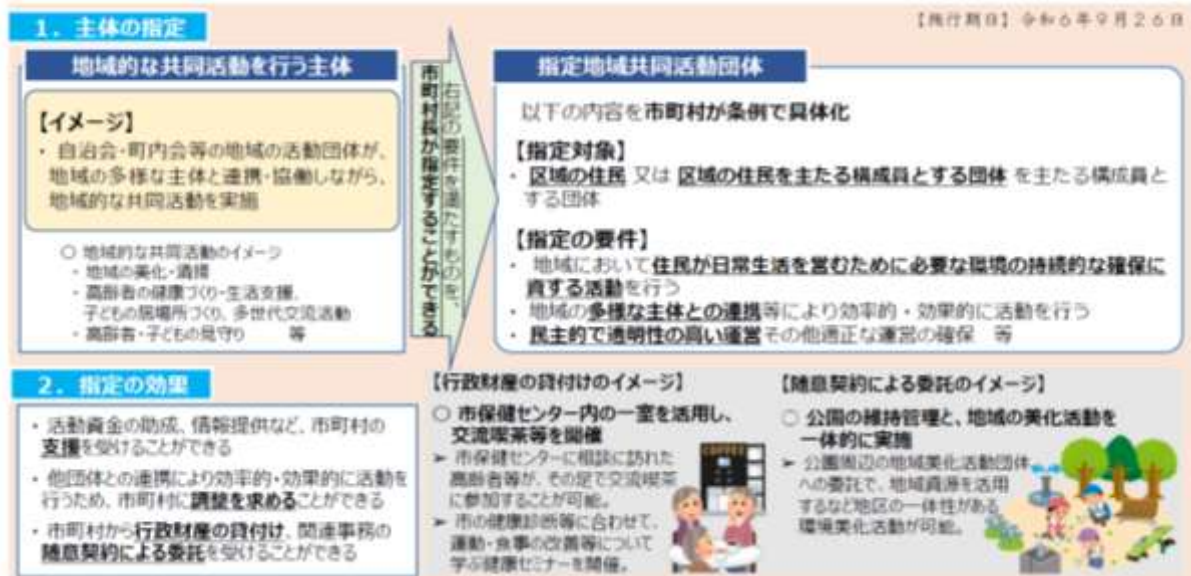
(7) 指定地域共同活動団体

『指定地域共同活動団体』制度の創設

R6改正

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

→ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。



『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

➤ 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。

➤ このため、指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置(算定対象に追加)を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置(市町村)

- | | |
|--|--------------------------------|
| ① 地域運営組織の形成支援(ワークショップ開催等) | → 特別交付税措置(※) |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動(住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等)の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置(※) |
- ※ 特別交付税措置(措置率0.5・財力補正あり)

中項目:② 自治体間広域連携

中項目の目標像:広域的な「新たな戦略の実行」により、自律的・持続的な発展を推進します。

所管課:政策企画課・経営戦略課

1 現状及び課題

行政課題が複雑多様化する中で、本市単独では課題解決が難しくなっています。

そのため、まちづくり基本条例第16条第2項(注①)に定めるとおり、さまざまな自治体と連携し、地域の強みをいかしながら、大きな効果が期待できる事業に取り組み、効率的な「まちづくり」を推進していく必要があります。

また、デジタル技術の進歩や行政需要の変化、人材不足が深刻化している中で、国・県・市の事務分担の見直しの提案など、持続的な行政サービスを提供する体制を構築する必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①国、県の制度に基づいた広域連携	資源の融通やスケールメリットを生かした効果的な事業展開	(1)広島広域都市圏構成市として連携を継続するとともに、その他の都市圏の情報収集及び加入の検討 (2)「広域リージョン連携」の形成状況について注視し、積極的な参画の検討	
②市町村間連携の推進	相互支援による地域の持続可能な発展施策の推進	課題に応じて、近隣自治体に限定することなく「連携協約締結」、「協議会設置」、「事務委託・共同化」等の最適な連携方法、連携先を検討 (1)歴史文化的、経済や道路、鉄道網など本市と結びつきが強い県境近接市町との包括連携 (2)観光・産業振興、定住施策の戦略的連携 (3)大規模災害時の被災者支援、職員相互支援	
③事務の再編・統合	事務実施主体の見直しによる持続可能な業務執行体制の構築	第34次地方制度調査会の議論を踏まえた、事務実施主体の見直し (1)権限移譲事務の返上を含めた見直しの提案 (2)近隣市町村との広域連携(水平補完) (3)権限移譲事務等にかかる県市町連絡会での提案(垂直補完) (4)デジタル技術を活用した事務の共通化・効率化	(4)広島県が東京都と締結したデジタル人材共同活用、システム共同調達等に関する「GovTech(ガブテック)東京」の施策への積極的な参画・利活用を検討する。

3 参考事項

注①:まちづくり基本条例第16条第2項:

(広域的な連携)
第16条 第1項 略
2 市は、国、県その他関係団体と相互に連携および協力し、まちづくりの課題解決に努めるものとします。

(1) 広域リージョン連携

- 石破総理の施政方針演説(令和7年1月24日)において、地方創生2.0、「令和の日本列島改造」の5本の柱の1つとして「広域リージョン連携」の推進を表明。
- これを踏まえ、産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を、都道府県域を超えた多様な主体の連携により、点から面に展開する枠組みを創設。総務省において、「広域リージョン連携」の進め方を示す「**広域リージョン連携推進要綱**」を制定・発出。

「広域リージョン連携」(要綱のポイント)

主体	複数都道府県の区域における自治体と経済団体等の多様な主体による構成体
対象事業	産業政策や観光振興など、点から面に展開すべき複数のプロジェクトを実施
手続	①構成団体が共同で広域リージョン連携宣言を実施 ②広域リージョン連携ビジョンを策定 ・具体的なプロジェクトの内容 ・実施主体間の役割分担や効率的な実施体制 等に言及
国の支援	新しい地方経済・生活環境創生交付金や各府省の補助事業等によるソフト事業の支援、地域の要望を踏まえた規制の緩和等を実施(関係府省と調整中)。

今後、各地域において「広域リージョン連携宣言」を行い、プロジェクト実施に向けた準備を開始。
広域リージョンのプロジェクトを推進するための国の支援措置については、引き続き各府省と調整。

<参考：都道府県域を超えた官民連携の事例>



- 半導体産業の強化を目指す、九州地域の知事会、経済団体等の多様な主体が連携し、人材育成や技術開発、情報共有体制を整備する「新生シリコンアイランド九州」構想を推進(九州地域)



- 関西広域連合と関西経済連合会が中心となり、関西の公設試験研究機関を核に様々な機関が連携し、企業の研究開発段階から事業化までを支援するプラットフォームを構築(関西地域)



- 地方公共団体と経済団体等が設立した協議会の下で、インバウンド誘致や高付加価値旅行者の誘客に向けた人材育成・コンテンツ開発等を実施(中国地域)

◆中国地方の連携

広域リージョンの名称	広域リージョン連携宣言日	広域リージョン連携ビジョン策定日	構成団体	取り組むことを想定する分野
1 中国地域広域リージョン連携プラットフォーム	令和7年9月3日	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、一般社団法人中国経済連合会、鳥取県商工会議所連合会、島根県商工会議所連合会、一般社団法人岡山県商工会議所連合会、広島県商工会議所連合会、山口県商工会議所連合会	・観光 ・産業振興 等

(2) 広域連携中枢都市圏

連携中枢都市圏の意義とは

➤ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

➤ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入（平成26年11月1日施行）

➤ 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、国費により支援

➤ 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

➤ **連携中枢都市圏形成のための手続き**

連携中枢都市宣言

➡

連携協約の締結

➡

都市圏ビジョンの策定

令和7年4月1日現在、**40市(38圏域)**が連携中枢都市圏を形成（近隣市町村を含めた延べ市町村数：385）

は、都市圏を形成している団体(38圏域)は、連携中枢都市の要件を満たす市(59市) ※中核市に移行していない市も含む

【連携中枢都市圏とは】
地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

◆県内の連携中枢都市

- ① 広島広域都市圏 広島市【中心市】、三次市、庄原市ほか広島県、島根県、山口県内の 33 市町
- ② 備後圏域連携中枢都市圏 福山市【中心市】、三原市、尾道市ほか広島県、岡山県内の 9 市町
- ③ 広島中央地域連携都市圏 呉市【中心市】、竹原市、東広島市ほか広島県内の 8 市町

◆本市の状況

本市は、令和 8 年 4 月より広島**広域**都市圏へ加入しました。
主な連携事業は、次のとおりです。

ID	事業内容
19	広島広域都市圏における企業誘致活動の連携【PR パンフレット、情報交換等】
21	圏域特産品の販売促進事業【大都市圏での特産品の展示販売会等】
29	広島駅、広島バスセンター等での総合案内所・ブランドショップ(バスマチ等)の運営
43	救急相談センター【#7119】の運営
46	圏域内公共交通網の充実・強化（J R 在来線等の利用促進・機能強化）
50	広島修道大学・広島市立大学との連携による地域貢献人材の育成【学外学習科目の体験実習】
60	一時預かり保育事業の広域利用
66	“神楽”まち起こし協議会事業（協）【動画配信、イベント】
98	圏域内職員人事交流・研修事業（協）【相互派遣、研修、技術職員の補完】
101	広島広域都市圏に関する情報発信【元就。二百万一心！（情報テレビ番組）、SNS、広報紙】
121	事務の共同化・広域連携【専門性の高い事務の合同研修会開催、共同化に関する検討】

38

(3) 旧・中国山地県境市町村連絡協議会(県境サミット)

平成の大合併前の4県の1市14町1村で結成



エメラルドパスポート(右)と
エメラルドひと紀行



割引サービス付観光ガイドブック。
掲載されている約160の施設が10～50%割引になるほか、
周辺の施設の優待も受けられる。観光情報も充実。代金は
園域地図(A3判)と園域の名産を紹介するミニ冊子「エ
メラルドひと紀行」が付録に付いて500円

中項目:③ 民間団体との連携

中項目の目標像:民間団体との連携による、共創の“まちづくり”を実現します。

所管課:経営戦略課

1 現状及び課題

近年、行政~~だけで~~地域の課題を解決することは、一層困難となっており、まちづくり基本条例第 16 条（注①）に定める市内外の民間事業者や専門家等との連携による「共創のまちづくり」を推進する必要があります。

しかし、既に連携協定を締結している団体との実質的な連携が停滞しています。

また、地域課題の解決に必要な専門的知見を有する人材は、都市部に集中している傾向にあり、地勢的に連携が難しいため、デジタル技術を活用した対応を検討する必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①郵便局との連携	令和 8 年度に郵便局と協議により、各連携事業の目標を定め、達成する。	市内各地域に有人のネットワークを有し、制度上も公的事務を受託可能である郵便局との連携を推進 (1)自治体窓口業務 (2)集落支援員業務 (3)ライドシェアを活用した通学支援 (4)自治振興区の職員が不在時の事務対応	(3)交通事業者が対応可能な地域においては、交通事業者が実施することが本来である趣旨を踏まえて検討する。
②連携協定締結団体との連携強化と新たな包括連携	包括連携協定ごとに目標を定め、達成する。	(1)包括連携協定団体との事業連携強化 ア 二地域居住(広島みどり信用金庫) イ 移動販売・地域見守り事業(生協ひろしま) ウ 学生との交流(県立広島大学、至学館大学)など (2)新たな包括連携協定の締結 ア 行政課題を洗い出し、民間ノウハウの活用による効果的な対策を検討する。 イ 協定締結前に連携による目標を設定し、連携項目の実効性を担保する。	(2)新たな連携については、距離や法人格にとらわれず、ノウハウ等の有無を調査し、最適な連携主体を模索する。
③ノウハウを有する市内外の事業者・専門家(以下「専門家等」という。)との連携	令和 8 年度に連携する施策を洗い出し、連携事業数を決定	(1)専門家等の参画の拡大及びDXを活用した支援を活用 (2)総務省地域人材ネットの活用を検討 (3)副業・兼業人材を活用した人材の確保 (4)県人会その他の本市に所縁のある団体と連携した人材の確保	(1)リモート参加を積極的に拡大する。

3 参考事項

注①：まちづくり基本条例第 16 条

(広域的な連携)

第 16 条 各主体は、市内外の人々や団体と広く交流して連携を深め、得た情報、知識および経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとします。

(1) 郵便局への市役所窓口の委託について

郵便局事務取扱法（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）は、郵便局において、住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの手務を取り扱わせることができるようにするための手続等を定めている法律です。

地方公共団体は、普通郵便、特定郵便局の窓口において、次の 10 種類の事務の全部又は一部について、委託することができます。

- 1 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付の請求の受付及び引渡し
- 2 地方税の納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 3 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 4 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- 5 転出届の受付、転出証明書の引渡し
- 6 マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- 7 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- 8 マイナンバーカードの交付・更新の申請の受付等
- 9 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 10 印鑑登録の廃止申請の受付

(2) 郵便局との連携(自治体窓口業務・安芸高田市)

【地域課題】

人口減少に伴い自治体職員の定員適正化を進めているが、少ない職員でも多様化する住民ニーズに応えていくことが必要。また、マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付やオンライン申請を展開しているが、高齢化率が高いため、サービスの利用困難な世代が増加。

【実証地域】広島県安芸高田市(可愛郵便局、吉田入江郵便局、丹比郵便局、八千代郵便局、刈田郵便局、横田郵便局、美土里本郷郵便局、生桑郵便局、北郵便局、高宮郵便局、来原郵便局、川根郵便局、甲田郵便局、小田郵便局、向原郵便局)

【実証期間】令和7年10月下旬～令和8年2月下旬

【実証内容】地域に身近な郵便局において、①らくらく証明書交付サービスによる公的証明書の交付、②タブレット等を用いた「行政手続よろず相談」を実施し、住民が身近な場所で行政相談や手続きを行える体制を整備。市の5支所に限られていた取扱い・相談を、15郵便局で提供することで地域住民の利便性を高める。

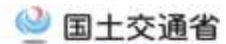


ポイント

- ✓ 郵便局での公的証明書交付やオンライン相談の実施により、市役所やコンビニに行きにくい住民も身近な場所で手続可能となり、行政サービスの利便性を向上。

(3) 郵便局との連携(ライドシェアの活用・北海道上士幌町)

自家用有償旅客運送の枠組みで物流事業者の配送車両を活用した貨客混載実証(北海道上士幌町)



(4) 連携協定締結状況

締結の相手方・ 締結年月日	協定項目	主な連携実績
県立広島大学 (H18.3.29)	(1) 地域のまちづくり、人づくりに関すること (2) 地域産業の振興と地域経済の発展に関すること (3) 地域の保健福祉の向上に関すること (4) 地域の教育、文化、生涯学習の推進に関すること (5) 地域の環境政策の推進に関すること	・産学官連携事業 など
広島みどり信用金庫 (H27.4.13)	(1) 地域経済の活性化に関すること (2) 地域産業の振興に関すること (3) 観光交流の推進に関すること (4) 健康増進に関すること (5) 高齢者および障害者の支援に関すること (6) 子育て支援に関すること (7) 教育文化の振興に関すること (8) 災害時の支援に関すること (9) その他双方が合意した事項	・二地域居住 など
広島銀行 (H28.3.3)	(1) 起業支援及び雇用創出に関すること (2) 移住及び定住の促進並びに空き家対策支援に関すること (3) 結婚・出産・子育て支援に関すること (4) 安心安全な地域づくり及び地域連携に関すること (5) その他、地方創生に関すること	・ひろぎんホールディングス本店での 庄原ファンクラブイベントの開催 など
瀬戸内ブランドコーポレーション (H31.4.22)	(1) 古民家等の歴史的資源を活用した観光地域づくりに関すること (2) 外国人観光客の誘致に関すること (3) 観光マーケティング・プロモーションに関すること (4) 遊休施設等を活用した観光地域づくりに関すること (5) その他、地域活性化に関すること	・古民家を改修した一棟貸の宿の設置 運営（市内3か所） など
庄原市内郵便局 (R3.12.6)	(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること (2) 地域経済活性化に関すること (3) 未来を担う子どもの育成に関すること (4) その他、地方創生に関すること	・道路・河川等異常の情報提供 ・不法投棄の情報提供 ・特産品等の PR(フレーム切手等) ・防犯ステッカー など

締結の相手方・ 締結年月日	協定項目	主な連携実績
生協ひろしま (R3.12.27)	(1)安心して暮らせるまちづくり、日常生活支援 に関すること (2)食育の推進に関すること (3)災害時における生活関連物資供給等に関す ること (4)地産地消の推進に関すること (5)イベント活動支援に関すること (6)その他、地域活性化及び市民サービスに関す ること	・市のPR 動画作成(YouTube で公開) など
大塚製薬 (R4.8.25)	(1) 健康づくり推進に関すること (2) 熱中症予防に関すること (3) 食育推進に関すること (4) 災害支援に関すること (5) スポーツ振興に関すること (6) その他、市民の健康でいきいきとした生活に 資する取組に関すること	・ イベントへの飲食物の提供 ・ 市民向け講演会への後援 など
至学館大学 (R5.6.7)	(1) 地域振興に関すること (2) 教育、文化及びスポーツの振興に関すること (3) 生涯学習の推進に関すること (4) 人材の育成に関すること (5) 健康づくりに関すること (6) その他、相互に連携し、協力する必要が認め られる事項	・ 庄原市のイベントへの学生参加と交 流など
モンベル (R7.10.23)	(1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成 に関すること (2) 子どもたちの生き抜いていく力の育成に関 すること (3) 自然体験の促進による健康増進に関すること (4) 防災意識と災害対応力の向上に関すること (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進に よる地域経済の活性化に関すること (6) 農林水産業の活性化に関すること (7) 高齢者、障害者等の自然体験参加の促進に関 すること	・ モンベルが全国の地域と築くパート ナーシップ「フレンドタウン」登録 ・ フレンドショップの市内展開(予定) など
ヴィクトワール (R7.12.3)	(1) スポーツイベント等の開催に関すること (2) 観光促進に関すること (3) 交通安全教育に関すること (4) その他、必要な活動に関すること	

(5) 岡山市の副業・兼業人材を活用した人材の確保施策

～岡山のみらいを創造する、「副業・兼業の戦略マネージャー」～

◆テレワークを活用しながら、民間の独立・副業プロフェッショナルの知見をいかしてプロジェクトを推進することで行政課題を解決

◆職種及びミッション

- ①教育 DX 推進マネージャー：ICT を活用した、児童生徒の学力向上のための活動を支援
- ②"脱炭素"に関する事業の推進マネージャー：脱炭素社会の実現に向けたロードマップの策定に関する助言等
- ③広報活動 推進マネージャー：戦略的な広報活動の推進に向けた提案・助言、作成支援等
- ④WEB サイトリニューアルディレクション・運用推進マネージャー：WEB サイトリニューアル～運用の支援等

◆勤務条件

勤務時間：月20 時間程度を想定

報酬：日給 25,000 円（交通費別）

交通費：別途支給

勤務地：岡山市(月1 回程度)、テレワークの組み合わせ

大項目：3 ビルド・アンド・スクラップの徹底

大項目の目標像：効率的・コンパクトに凝縮する一方で、その施策等を充実します。

中項目：① 関係法人の経営の最適化に向けた体制整備

中項目の目標像：関係法人の経営の安定が図られ、コミュニティビジネスを確立し、地域が活性化を推進します。

所管課：行政経営改革課・管財課

1 現状及び課題

本市では、合併の際に旧市町が運営していた第三セクターをすべて引き継ぎ、その後、類似目的の法人を整理し、現在は12の第三セクターが事業をしています。

これらの第三セクターは、地域の産業の活性化や暮らしやすい環境づくりのために重要な役割を担っています。

しかし、社会の変化に伴い、経営が厳しくなるなど様々な課題が出てきているのが現状です。

そこで、これらの第三セクターや、同じく合併時に引継又は設置した財産区の、今後の方向性を検討し、安定した活動を継続できる体制を構築する必要があります。

また、その他の市関係団体についても、それらの団体を運営する人材の確保が難しくなっているため、根本的な見直しを進めていきます。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①第三セクターのあり方の検討	全ての第三セクターのあり方を検討し整理する。	(1)第三セクターが現在実施している事業の必要性を検討 (2)所期の目的を達成した分野、民間ノウハウが成熟した分野等を担う第三セクターの整理の方向性 ア 清算、減資等による民間セクターへの移行を検討する。 イ 住民出資のまちづくり会社やNPO法人等への移行を検討する。 (3)継続法人については、経営基盤の強化を行う。 ア 同種、同目的の法人間の連携・再編を促し、経営資源の集約による安定的経営と効果的な事業展開を図る。 イ 純粋持株会社の設立を検討する。 ウ 共同事業体(民法上の組合又はコンソーシアム)による共同事業(フランチャイズによる企業誘致等)を検討する。	

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
②早期健全化と専門家の助言体制の確保	市の出資比率 50%を超える法人の早期健全化基準該当法人：0 社	(1)顧問契約等により専門家による助言を受ける体制の確保 (2)独自の基準(右記の「早期健全化基準」)に該当した場合は次の対策を講じ、予防的経営改善に尽力(ただし、出資比率に応じ、関与の手法を個別に検討) ア 経営ノウハウを有する機関の助言を仰ぐ。 イ 早期経営健全化計画を策定する。 など	【早期健全化基準】 下記の事項を参考に総合的に判断する。 ・ 3 期以上連続して当期純損失を計上 ・ 流動比率 120%以下 ・ 自己資本比率 30% 以下 ・ 固定長期適合率 100%以上
③財産区のあり方の検討	財産区のあり方の検討数：2 団体	市内の均衡を図るため、財産区のあり方について検討する。	財産区設立の経緯を十分踏まえて検討する。
④関係団体との重複事業等の整理	見直しが必要な重複事業の整理率：100%	市と社会福祉法人、自治振興区、庄原 DMO 等との役割分担の考え方を整理するとともに、類似・重複事業を廃止又は統合する。	

3 参考事項

(1) 県内の出資法人(三セク等)数

25%以上出資している法人又は財政支援を行っている法人数

	市名	法人数
1	広島市	21
2	三次市	11
3	呉市	10
4	庄原市	9
5	尾道市	8
6	福山市	6
7	安芸高田市	5
8	東広島市	4
8	廿日市市	4
10	竹原市	3
10	府中市	3
10	大竹市	3
10	江田島市	3
14	三原市	2

(2) 市内第三セクターの一覧（令和6年度経営状況 道後山観光㈱は、決算期の関係上令和5年度）

①市の出資率 50%以上

(単位:千円)

名 称	主な事業内容	資本金	市出資額 (率)	当期純損益 (注①)	公的財政 支援の額	流動比率	自己資本 比率	固定長期 適合率
(株)グリーン ウインズ さとやま	国営備北丘陵 公園の管理	100,000	60,000 (60.0%)	▲4,372 ▲3,837 ▲2,667	350 県の特任求職者雇 用開発助成金	484.1%	83.1%	33.0%
庄原市総合 サービス(株)	保育所、学校調 理場、ごみ袋売 り捌き	10,000	10,000 (100.0%)	6,154 3,905 6,589	—	567.4%	30.2%	7.4%
(株)庄原市 農林振興公社	農作業受託、有 害鳥獣処理施 設運営	61,000	50,000 (82.0%)	5,147 3,224 620	—	407.5%	70.5%	7.9%
(株)里山総領	学校給食調理 場、道の駅管理 運営	13,600	10,000 (73.5%)	3,588 3,759 2,379	—	676.6%	70.7%	15.5%
(株)ニュー東城	道の駅管理運 営、温泉・温水 プール管理	100,000	51,000 (51.0%)	▲10,294 378 ▲10,971	—	450.0%	78.1%	1.6%
(株)緑の村	道の駅、オート キャンプ場管 理運営	50,000	25,000 (50.0%)	11,251 8,881 3,800	—	587.6%	74.3%	6.0%
庄原さとやま ベレット(株)	木質ベレット の販売	37,000	20,000 (54.1%)	3,001 3,557 3,490	—	1,547.3%	93.5%	0.0%

※当期純損益は、上段：R6、中段：R5、下段：R4

②市の出資率 50%未満

(単位:千円)

名 称	主な事業内容	資本金	市出資額 (率)	当期純損益 (注①)	公的財政 支援の額	流動比率	自己資本 比率	固定長期 適合率
(株)サンヒルズ 庄原	宿泊施設管理 運営	48,300	4,650 (9.6%)	8,862 ▲10,798 4,517	—	276.9%	24.8%	20.6%
西城町産業振 興開発(株)	商業施設とコ ミュニティ複 合施設の管理	97,860	45,000 (46.0%)	1,994 1,839 ▲1	21,573 (注②)	102.3%	79.2%	99.9%
道後山観光(株)	スキー場の運 営	32,000	1,000 (3.1%)	▲8,728 ▲5,119 ▲1,666	—	4.0%	16.5%	484.7%
(株)帝釈峡遊覧 船	遊覧船の経営、 旅客運送事業、 飲食業	90,000	1,000 (1.1%)	▲1,615 ▲8,991 ▲11,368	—	139.3%	60.7%	94.2%
福山リサイク ル発電(株) (R10解散予定、 現在清算法人)	ごみ固形燃料 化の処理、発電 事業	1,600,000	8,000 (0.5%)	▲116,088 ▲284,650 ▲335,641	—	21,841.3%	66.3%	7.3%

注①：当期純損益は、上段：R6、中段：R5、下段：R4（道後山観光㈱は、上段：R5、中段：R4、下段：R3）

注②：複合施設の公共施設部分に係る維持管理費、固定資産税の減免、民間からの借地部分の借り上げ費

③令和4年度～令和6年度決算において、当期純損失を計上した法人の損失の要因(清算法人を除く。)

ア 市の出資率 50%以上

(単位:千円)

名 称	主な事業内容	資本金	市出資額 (率)	当期純損益 (注①)	損失の要因など
(株)グリーン ウインズ さとやま	国営備北丘陵 公園の管理	100,000	60,000 (60.0%)	<u>▲4,372</u> <u>▲3,837</u> <u>▲2,667</u>	初夏からの猛暑や冬季の寒波により、公園入 場者数が令和5年の45万人から令和6年の 40.4万(▲4.6万人)に減少した。 飲食、物販等は、物価高騰分の価格転嫁や営 業費用の縮減により前年対比で収支改善がみ られるものの人件費や管理経費を賄うには至 らず3期連続の赤字決算となった。
(株)ニュー東城	道の駅管理運 営、温泉・温 水プール管理	100,000	51,000 (51.0%)	▲10,294 378 ▲10,971	繰越利益剰余金(累積赤字)が▲19,239千円 令和6年度に新たな従業員を採用したが、人 件費を補う売上増加に至っておらず大幅な欠 損状況となった。 令和7年度は、自主事業の強化を図り、約 33,000千円増の売上を目標としている。

イ 市の出資率 50%未満

(単位:千円)

名 称	主な事業内容	資本金	市出資額 (率)	当期純損益 (注①)	損失の要因など
(株)サンヒルズ 庄原	宿泊施設管理 運営	48,300	4,650 (9.6%)	8,862 ▲10,798 4,517	令和5年は、退職金の支払いほか、丘陵公園 での収益が前年度比▲8,620千円に転じ、損 失計上となったが、令和6年は販売費及び一 般管理費の縮減及び令和6年1月末の公園事 業からの撤退により一定の経営改善がみられ た。 令和7年は、コンサルによる経営支援を実施 している。
西城町産業振 興開発(株)	商業施設とコ ミュニティ複 合施設の管理	97,860	45,000 (46.0%)	1,994 1,839 ▲1	センターコートの半分が空き店舗となってお り、作品展等の催事場に活用している。 セグメント別経常損益状況 ・市公共施設部門 ▲11千円 ・商業施設管理部門 2,423千円 ・直営(移動販売等)部門 ▲121千円
道後山観光(株)	スキー場の運 営	32,000	1,000 (3.1%)	<u>▲8,728</u> <u>▲5,119</u> <u>▲1,666</u>	近年の暖冬の影響を受け、営業日数の不足に より売上高が減少した。 令和5年度は、営業日数0日であった。
(株)帝釈峡遊覧 船	遊覧船の経営、 旅客運送事業、 飲食業	90,000	1,000 (1.1%)	<u>▲1,615</u> <u>▲8,991</u> <u>▲11,368</u>	コロナ収束からの回復や円安の恩恵がほぼ皆 無であり、乗船客数が伸び悩んでいる。 なお、令和8年度においては、遊覧船乗船料 の見直しを検討することになっており、ま た、大型集客イベント(神石高原町を会場に約 6,000人が1週間滞在)が開催予定となってい る。

注①：当期純損益は、上段：R6、中段：R5、下段：R4（道後山観光(株)は、上段：R5、中段：R4、下段：R3）

④専門家の助言体制(国の財政支援制度)

●地域活性化起業人制度を活用した専門人材の派遣 (1) 制度の概要



令和8年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
- しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣。**

<ポイント>

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。
- ② アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体における予算計上不要(地方公共団体金融機構が負担)。

事業概要(支援分野)

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・DX・GXの取組
 - ・経営戦略の改定・経営改善
 - ・公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・上下水道の広域化等
 - ・第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX
 - (AI(生成AI含む)・RPAの利活用の推進、消防防災DXを含む)
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政のDX等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

事業実績

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
555	723	929	1,131	1,437

※地方公共団体からの申請件数

(3) 財産区について

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第四章 財産区

〔財産区の意義及びその財産又は公の施設〕

第 294 条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

〔財産区の運営〕

第 296 条の 5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。

② 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

■地方自治法第 296 条の 5 の解説（第一法規出版：注釈地方自治法）

本条は、財産区運営の基本原則を明定するとともに、財産区とその所在する市町村（特別区）との間の調整措置について規定したものである。財産区は、町村合併を円滑に推進するために、妥協の産物として便宜的に認められたという沿革をもつ制度である。財産区の財産または公の施設は、当該地域住民の福祉を増進するように運営されるべきであることは当然であるが、財産区が市町村内の独立団体となって、所在市町村全体の一体性をそこなわないようにすることを財産区運営の基本原則として要請している。

■庄原市・比婆郡 5 町・総領町合併協議会 合併協定に関する資料（抜粋）

I - 5 財産及び債務の取扱い

1. 1 市 6 町の所有する財産（比和町所有の山林を除く）、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
2. 比和町所有の山林は、次のとおり取り扱う。

(1) 比和町の所有する山林（公園指定地域の山林及び共有林を除く）は、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたる。

なお、当該山林にかかる分収林契約については、財産区に引き継ぐ。

(2) 当該山林にかかる負債については、比和町が合併前に一括償還するものとし、財産区運営のため、合併時に基金を設置する。

(3) 公園指定地域の山林及び共有林は、新市に引き継ぐ。

3. 庄原市下原財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。

※下原財産区は、明治 22 年の下原村と山内東村の合併により設置

中項目:② 公共施設の最適管理と再配置

中項目の目標像:施設を集約しながら、地域で必要とするサービスを提供し続けられる体制を整えます。

所管課:管財課

1 現状及び課題

本市は、広大な面積の中に多くの公共施設や道路などの社会インフラがあり、その多くは老朽化しています。

また、すべてを修理・維持するには非常に多額の費用が必要ですが、公共施設の維持や整備に関する基金現在高(貯金)が、本市は他市と比較して非常に少ない状況です。

このため、平成 28 年 3 月(令和 6 年 3 月改定)に「庄原市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の総延床面積を 20 年間で 25%縮減することを目標としましたが、達成状況が明確ではありません。

今後、各地域に「本当に必要な施設は何か」を見直すだけでなく、必要な施設であっても近隣地域の施設を活用することで対応できないか検討し、限られた予算で市民のニーズに応える必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①庄原市公共施設等総合管理計画	施設管理経費(地方財政状況調査 46 表の㉔(年間所要経常経費の計)の財源内訳・一般財源等の欄の合計) R6:2,327,220 千円 ↓ R11 決算において 94% 以下に縮減	(1)総合管理計画及び個別計画について、コンパクトシティの方針に基づき、必要な改定を行うとともに、年次計画の公表と着実な実施 【見直しの視点】 ア 旧市町の地域枠にとらわれず、各地域に必要な機能を維持確保しつつ、全市的視点から公共施設の最適配置を検討する。 イ 市域を跨る公共施設の広域利用についても検討する。 ウ 継続する施設については、個別計画と合わせて、施設の長寿命化、安全性、利便性、維持管理費の低減・財政負担の平準化の視点のもと維持修繕計画を策定する。 エ 道路施設、下水道施設の後年度負担、将来需要を再評価し、実施中の事業を含む全ハード事業について、統一的な基準により再検証し、休止、規模の縮小、集約を行う。 オ インフラ設備(橋梁を含む。)を対象施設として掲載する。 カ P F I の導入を積極的に検討する。 キ 既存市道及び市道認定基準の見直しを検討する。 (2)個別管理計画を市民に周知し、実行に向けた理解を得るような取り組みの実施	
②普通財産(未利用財産)の処分等		(1)普通財産の減額・無償譲渡、貸付を積極的に推進するため制度・運用の改正を検討 ア 自治振興区、公共的団体へ譲渡する。 イ 市が定める基準に該当する新規事業者へ貸付する。 ウ 民間提案制度を活用した公共施設、未利用土地建物の高度利用を促進する。 (2)市が管理する普通財産の維持管理費の縮減	

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
③管理業務へのデジタル技術の活用	設備導入費用と施設維持管理費との比較で費用対効果が見込まれる全貸館施設への導入	(1)ドローン等、ICT技術を活用したインフラ点検の積極的な調査検討 (2)電子申請、スマートロックを活用した貸館業務の無人化	スマートロックについては、施錠ボックスに物理キーを収納した簡易スマートロックも検討する。

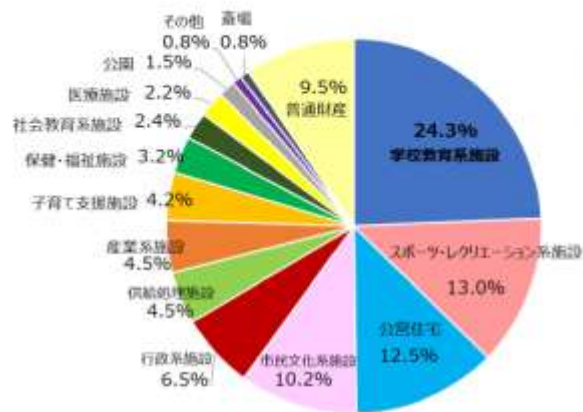
※施設使用料の見直しは、大項目5、中項目2歳入確保へ掲載

3 参考事項

◆ 庄原市公共施設等総合管理計画 平成28年3月策定(抜粋)

計画期間:平成27年度から令和16年度までの20年間

■施設分類別延床面積割合



施設分類	延床面積 (㎡)	割合
学校教育系施設	93,741.01	24.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	49,941.05	13.0%
公営住宅	48,030.73	12.5%
市民文化系施設	39,214.65	10.2%
行政系施設	25,121.37	6.5%
供給処理施設	17,328.09	4.5%
産業系施設	17,236.11	4.5%
子育て支援施設	16,141.17	4.2%
保健・福祉施設	12,201.70	3.2%
社会教育系施設	9,051.06	2.4%
医療施設	8,512.91	2.2%
公園	5,653.84	1.5%
その他	3,155.60	0.8%
畜場	3,010.08	0.8%
普通財産	36,717.07	9.5%
合計	385,056.44	100%

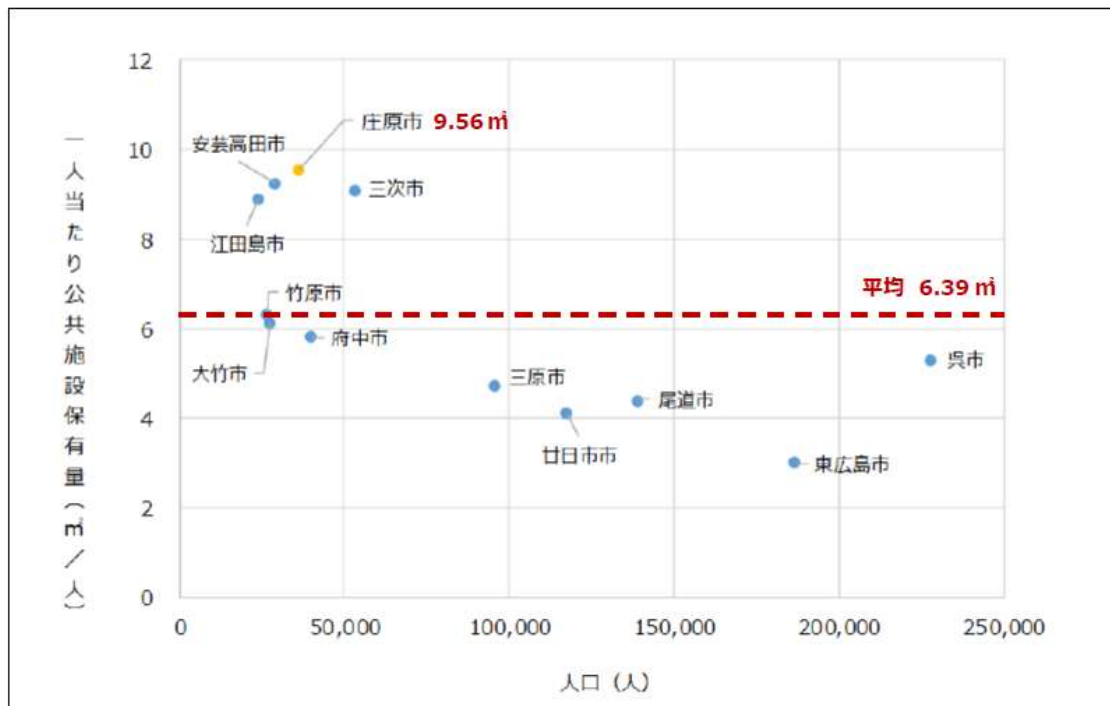
※データは令和5年3月31日時点

(4) 市民一人当たりの施設延床面積

本市の公共施設の市民一人当たりの延床面積は、約 9.6 m^2 となっており、県内他市（町を除く）と比較すると、市民一人当たりの延床面積が最も大きいのは本市でした。

平成 17 年に 1 市 6 町が合併し広大な面積（約 1,246.49 km^2 ）となったことや、人口規模に対し多くの施設が配置されていることも、市民一人当たりの延床面積が多い要因となっています。

■市民一人当たりの公共建築物延床面積（ m^2 /人）



目標 総延床面積を 20 年間で 25% 縮減します。

●将来更新費用の試算額（計画策定時点）…約 31 億円/年（40 年間で 1,250 億円）

※現在保有するすべての公共建築物（約 37 万 m^2 ）を維持した場合。

●現状の更新費用（平成 25 年度実績額）…約 18 億円/年（40 年間で 720 億円）

※将来更新費用の試算額の 57.6%。

人口推移を踏まえると、少子高齢化や人口減少に伴い、税収の減少や扶助費等の支出増加が見込まれ、将来的に投資的経費の増額が見込めないことから、現状の更新費用で維持していくためには、総延床面積を 40 年間で 42.4%（約 16 万 m^2 ）縮減する必要があります。

計画期間の 20 年間では、25%（約 9.4 万 m^2 ）縮減することを目標とします。

◆県内他市の公共施設の維持整備に関する令和5年度末基金残高 (単位:百万円)

(各市で所有する公共施設の状況が異なるため一律に判断できませんが、整備・維持管理への備えの目安となります。)

現在高／標準財政規模の順で並べ替え

市名	現在高	現在高／標準財政規模(%)	基金名称
三次市	2,497	11.10%	道の駅基金、市営住宅整備等基金、都市基盤整備基金、診療所基金、庁舎整備基金、公共施設等整備基金
福山市	12,278	10.86%	大規模事業基金、公共施設維持整備基金 都市開発基金、教育環境整備基金
東広島市	5,062	10.09%	都市基盤整備基金、文化体育施設建設基金 公共施設総合管理基金
竹原市	791	9.76%	都市基盤整備基金、市立図書館建設基金
三原市	2,535	9.08%	大規模事業基金
安芸高田市	826	6.76%	サッカー公園管理運営基金、たかみや湯の森管理基金 清流園施設改修基金、消防施設整備基金 市有住宅管理運営基金、学校施設整備基金
廿日市市	2,050	6.56%	公共施設等整備基金、市営住宅事業基金
江田島市	467	5.21%	学校施設整備基金、公共施設整備基金
尾道市	1,829	4.93%	都市基盤整備事業基金、観光施設整備基金、学校教育 施設整備基金、庁舎整備基金、復旧・復興基金
大竹市	353	4.37%	大竹会館基金、市営住宅基金
府中市	357	2.96%	学校教育施設整備基金、公共施設維持整備基金
呉市	1,507	2.66%	体育振興基金
広島市	3,175	0.89%	都市整備事業基金、原爆ドーム保存事業等基金 広島市民球場基金、サッカースタジアム基金
庄原市	5	0.03%	学校施設整備基金

◆ 民間提案制度を活用した公共施設、未利用土地建物の高度利用の促進

・企画段階から民間事業者が関わることによって、公共施設等の整備等の事業を地域の価値や住民満足度をより高める事業にすることが期待される

・平成23年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)」「(PFI法)の改正で位置付けられた民間事業者の提案制度(※1)や、地方公共団体が実施している民間提案制度(※2)は、こうした企画段階からの関わりを実現する制度

「PPP/PFI事業民案提案推進マニュアル」より

(参考)

	※1:PFI法6条に基づく民間提案	※2:PFI法に基づかない民間提案
目的・概要	民間事業者が、公共に代わってPFI事業の詳細な案(特定事業の案、VFM評価・計算書等)を提案する。 民間事業者が実施方針案を提出・提案 公募 事業者選定	公募や事業リストで対象事業を指定し、民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付け、その後の公共での事業化検討につながる。 検討開始 構想策定 公募 事業者選定
提案に係る民間の事務負担	大	小～中
公共の事務負担軽減	効果大	効果あり

■出典:「PPP/PFI推進アクションプラン(前半版レビュー)」第50回PFI推進委員会(令和元年5月24日) 資料1-1(その2) 14頁

3

中項目:③ 事業の選択と集中

中項目の目標像:PDCA サイクルの実行により、効果的な事業にリソースを最適配分します。

所管課:行政経営改革課・経営戦略課

1 現状及び課題

本市では、行政サービスを向上するため、実施事業の成果を評価する「行政評価」を行っています。
しかし、行政の事業成果基準を明確な数値で決めることが難しいものもあり、評価の正確さに課題があります。

また、外部の評価委員による評価で改善や廃止とされた事業でも、見直すことなく継続している事業があります。

今後は、「行政評価制度」を根本から見直し、より客観的なデータに基づいた評価を行うとともに、外部評価を適切に反映させる仕組みを構築する必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①行政評価制度の見直し	行政評価委員評価の予算編成への反映率： <u>90%</u>	行政評価事業実施要綱の改正による抜本的制度の見直しを実施 (1)長期総合計画の施策体系に基づいた評価の実施 (2)評価項目の見直しの実行 (3)「市の一体的な発展」及び「共創」の評価視点 (4)客観的データに基づく成果指標の設定 (5)客観的な数値のみでは測れない中長期的な社会的価値(福祉的視点)の評価視点も考慮 (6)外部評価と異なる対応とする場合は、対応を決定した理由を付して公表 (7)行政評価制度との予算査定の連携強化 (8)AI チャットボット評価委員会による市民意向調査【再掲】	
②前例にとらわれない事務事業の見直し・終了の評価	持続可能な財政運営プラン(仮称)での健全化額の達成	(1)政策的事業についても評価を行う。 (2)他市の見直し事例を参考に不断の見直しを実行する。	

3 参考事項

注①:まちづくり基本条例第12条:

(施策の評価と公表)

第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。

◆ 庄原市の行政評価事業(平成 26 年5月開始)

(1) 趣旨

庄原市の行政評価は、市が実施している事務や事業について「住民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果は得られているか」などの視点をもって評価・検証するもので、PLAN(企画立案)、DO(実施)、CHECK(点検)、ACTION(改革改善)というマネジメントサイクルのCHECK(点検)に相当します。

行政は、通常、新規事業の計画段階に事業の必要性や手法などを検討しますが、行政評価は事後に実施するものであり、実施した事業を多様な視点から評価・検証し、その結果を次年度以降の事業実施に活かしていく手段のひとつです。

したがって、行政評価は、新たな事業を「する・しない」ではなく、既存事業について「続ける・やめる」又は「見直す(拡大・縮小)」ことについての判断材料となります。

(2) 段階的評価

行政が実施する事業は、民間の場合とは異なり「負担(納税)」＝「受益」とならない場合もあるため、実施者、負担者、受益者等、様々な立場の視点で偏りのない評価を行う必要があります。

評価段階		評価手順
第1次評価	自己評価 (所管課による評価)	担当者評価シート作成→所管課長評価
第2次評価	参考意見の聴取 (市民視点の評価)	・ブラモニ(インターネットを利用した市民意見) ・本支所で評価シートを供覧し、市民意見を聴取
	外部評価 (市民視点の評価)	評価委員会による評価

(3) 評価項目

評価項目	評価視点
優先度	分野別政策の中での優先度はどうか。
認知度	事業対象者及び対象者以外の市民が事業を認知しているか。 成果・効果も情報提供されているか。
有効性	費用に対し、有効な成果があがっているか。
受益者満足度	利用者(対象者)が満足しているか。
市民(納税者)納得度	受益者負担・事業に要する費用や効率性について、受益者以外の市民が納得できる事業であるか。
代替性	市が実施すべきか。協働の余地がないか。他の実施主体に類似事業はないか。
まちづくり基本条例	「市民が主役のまちづくり」の趣旨に沿い市民活動・団体活動を促進する事業形態であるか。

（４）令和６年度実施の行政評価対象事業における令和７年度の対応

番号	評価事業名称ほか	評価の視点	担当課 評価	行政評価委員会の評価	次年度以降の取組計画
1	【事業名】 住民告知放送事業（庄原市告知 端末初期設定等補助金）	音声で災害などの緊急情報を告知することが できるため、地域住民や事業所などで働く 人の安心安全を守ることや、行政情報などの タイムリーな告知により、住民の利便性向上 にも繋がっている。 告知端末の設置費用及び使用料は無料であり、 光回線の初期費用の補助を行うことは、 告知端末の設置の促進につながっているが、 現行の制度は、転入者や新規事業者に限られ た制度となっているため、補助対象者は減少 している。本要綱による補助実績とその効果 を踏まえ、今後の事業のあり方について意見 を求める。	終了	終了	現行どおり
	【所管】 総務部行政管理課				
	【実施期間】 令和２年度～令和７年度				
	【令和５年度事業費】 354千円				
2	【事業名】 庄原市買物弱者対策支援事業	移動販売事業者への補助金等の交付が事業 者の事業継続を支援し、高齢者・障害者等の 買物支援および見守り活動の促進を図ること ができています。現行の実施要綱が令和６年度 末で補助期間が終了するため、補助事業の継 続を検討するにあたり、意見を求める。	現行 どおり	拡充	拡充
	【所管】 生活福祉部社会福祉課				
	【実施期間】 令和４年度～令和６年度				
	【令和５年度事業費】 1,440千円				
3	【事業名】 庄原市公衆無線LAN管理運営事業	整備当時(平成18年度)では、庄原市内にブ ロードバンドが整備されている地域が限定的 であったため、ブロードバンドが整備される までに未整備地域を緊急的にブロードバンド 環境を提供することによる、情報リテラシー の向上が目的であった。 現在では、市内全域に超高速情報通信網が 整備されており、公衆無線LAN事業を引き続い て運営する必要性は希薄になっている。	終了	終了	終了
	【所管】 企画振興部企画課				
	【実施期間】 平成18年度～				
	【令和５年度事業費】 531千円				
4	【事業名】 生ごみ処理機器購入補助金	循環型社会の形成や、燃えるごみの処理体 系の整備などに向け、燃えるごみの減量化は 非常に重要なものとなっている。生ごみ処理 機器の利用は燃えるごみの減量化に大いに資 するものであり、より一層の普及を図るべき であると考えます。	現行 どおり	現行どおり	現行どおり
	【所管】 環境建設部環境政策課				
	【実施期間】 平成17年度～				
	【令和５年度事業費】 232千円				

番号	評価事業名称ほか	評価の視点	担当課 評価	行政評価委員会の評価	次年度以降の取組計画
5	【事業名】 庄原市ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業	過疎化・少子高齢化により、高齢者と地域のつながりが希薄化するとともに、見守り等の地域における互助力に格差が生じつつあるなかで、本事業は高齢者の孤独死及び引きこもり防止、生活不安を解消するために必要性の高い事業と考えるため、現行どおりとすることについて、意見を求める。	現行 どおり	現行どおり	拡充
	【所管】 生活福祉部高齢者福祉課				庄原・西城・比和・総領地域においては、連絡協議会を設置し、研修会を開催することにより、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員の資質向上を図っている。地域格差が生じないよう、連絡協議会未設置の東城・口和・高野地域において、令和7年度設置を目指し、研修の充実化を図っていく。
	【実施期間】 平成17年度～				
	【令和5年度事業費】 11,702千円				(R7：12,189千円) (R6：11,937千円)
6	【事業名】 繁殖用和牛造成推進事業補助金	飼料価格の高騰や子牛価格の下落により農家経営は圧迫され続けており、さらに農家の高齢化による後継者不足など、広島県の和牛産地である本市の繁殖和牛農家数の減少は深刻な問題となっている。農家数の減少は繁殖雌牛頭数の減少に直結することから、農家経営の維持には計画的な更新と保留、経営基盤の強化には規模拡大による増頭が必要であり、飼養に要する農家負担の軽減を図るためにも本施策は重要であることから、現行どおりの事業実施に向け意見を伺う。	現行 どおり	現行どおり	現行どおり
	【所管】 企画振興部農業振興課				繁殖雌牛頭数の減少が懸念されるが、本事業を継続することで農家の飼養意欲の向上を図り、本市和牛生産の維持・拡大といった生産基盤の強化を図る。
	【実施期間】 平成17年度～令和6年度				また、本市のブランド和牛肉「比婆牛」の出荷頭数増加に向け、比婆牛振興に関する支援策の活用促進を図り、比婆牛素牛生産体制の強化・充実に向けた取り組みを継続する。
	【令和5年度事業費】 9,990千円				(R7：11,000千円) (R6：11,000千円)
7	【事業名】 楽笑座管理運営事業	楽笑座は、平成15年に市民活動の中から、まちなかの賑わいづくりや市民団体の活動拠点として整備要望がなされ、平成17年に市が国の補助金を活用して整備したものである。当初、飲食提供と交流事業の実施を想定し、設置及び管理条例においても「テナントミックス」の考え方が盛り込まれているが、施設も老朽化しており、「テナントミックス」を実現する事業者の参入は見込めない。平成27年度から市民交流サロンラッキーの機能を「楽笑座」に移し、現状、特定の市民活動団体の支援にとどまっているが、現行の設置目的に沿った施設運営の必要性を考える。	現行 どおり	現行どおり	現行どおり
	【所管】 企画振興部商工観光課				楽笑座の事業のうち、主に「にぎわい活動及び文化活動の発表等に利用する施設の管理運営に関する事業」に取り組み、市民活動の場としての利便性を確保しつつ施設の維持管理に努める。
	【実施期間】 平成17年度～				
	【令和5年度事業費】 1,141千円				(R7：2,029千円) (R6：1,745千円)
8	【事業名】 危険建物除却促進事業補助金	老朽化した危険な空き家の除却について、本補助制度の周知等を進めてきた結果、除却実績の向上が図られ、一定の効果が見られる。老朽危険空き家が地域に及ぼす影響は大きく、市の空き家等対策計画（第2期計画）においても老朽危険空き家数を減少させる目標を設定していることから、引き続き危険空き家の除却を促進し、居住環境を改善していく必要がある。 空き家に対する関心は年々高まってきており、補助の対象となる物件の認定件数も増加する中、今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を拡充し実施することについて意見を求める。	拡充	拡充	現行どおり
	【所管課】 環境建設部都市整備課				老朽危険空き家の除却を促進するため、予算額の引き上げを検討する。 また、近年の工事費の上昇を鑑みて補助率、補助額等の制度内容についても見直しを検討する。
	【実施期間】 平成28年度～令和8年度				
	【令和5年度事業費】 3,600千円				(R7：3,600千円) (R6：3,600千円)

大項目：4 持続可能な業務執行体制の構築

大項目の目標像：人口減少社会においても安定的な業務が執行できる体制を構築します。

中項目：① 支所機能の改編

中項目の目標像：市民の利便性及び各地域の特性を踏まえた本庁支所の最適な組織を確立します。

所管課：経営戦略課

1 現状及び課題

本市では、合併以降、広大な市域に行政サービスを提供するため、旧町地域ごとに総合支所機能を有する支所を設置し、地域に身近な行政機関として地域振興を担ってきました。

一方で、各支所は、住民ニーズが多様化・複雑化するにもかかわらず、限られた人員で広範な業務を所管しているため、次のような事項が懸念されます。

- ① 専門性が必要な事務処理へ対応
- ② 適切な事務処理への確認体制の確保
- ③ 災害時の人員の確保
- ④ 本庁と支所での業務の重複や支所間での相違による非効率な事務処理
- ⑤ 担当者不在時の処理停滞等、運営面のリスク

このため、市民の身近な相談・受付機能や防災機能を確保しつつ、処理業務の集約・標準化を進めることで支所機能を改編し、本庁を含めた市全体として最適な業務執行体制へ再構築する必要があります。

併せて、DXの推進や郵便局等との連携、リモート窓口等の活用により、支所機能の改編後も市民の利便性が低下しない仕組みを整えることが重要です。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①支所機能の改編	定員マネジメントプランに定める支所職員数を達成しつつ、安定的な支所業務を運営できる体制を構築	支所に求められる機能、あり方を総合的に検討し、支所機能の抜本的見直しを行う。 (1)次の点を考慮し、支所業務の一部を本庁に集約することを基本とした支所機能の改編 ア 受付業務（受付以降の処理を除く。注①）、地域共創業務（人権啓発、国際交流・男女共同参画等を除く。注②）は、全支所での業務執行を継続することを基本とし、防災体制は、各地域に必要な人員・体制を確保する。 イ 地域共創業務を専従的に担う「地域コーディネータ（仮称。集落支援員の活用を含む）」の配置を検討し、地域課題の把握・調整機能を強化する。 ウ 支所地域の課題に迅速かつ的確に対応できるよう、本庁の担当を明確化し、連絡調整体制や本庁支所一体となった推進体制を整備する。 エ AIの活用や民間との連携等により、市民の利便性を維持向上することを基本とする。 オ 本庁・支所間の「リモートでの窓口対応」により申請支援・相談業務を実施する。【再掲】 カ 自治振興区・郵便局等と連携した地域運営体制を構築する。	【特記留意事項】 ・防災体制は、予め定めた災害対策本部の体制等に基づき、平時の勤務体制に関わらず、優先して各地域に必要な人員・体制を確保する。 ・一定期間に事務量が集中する業務（申告相談、大規模イベントなど）については、全庁対応による業務執行体制を確保する。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①支所機能の改編	同上	(2)一律の総合支所方式を見直し、地域に必要な機能に応じた方式(総合支所、支所、出張所)(注③)への改編 (3)自治振興区等との連携による”地域のハブ機能”の強化【再掲】	同上
②土木技術職、福祉専門職の最適配置	同上	(1)専門職員の配置は、本庁又は統括的機能を有する支所への集約配置を検討	

3 参考事項

注①：受付事務：戸籍等窓口業務（旅券申請等一部を除く）、補助金申請の受付、許認可申請、施設の利用申請、福祉関係申請手続の受付などの事務

注②：地域共創業務：地域課題の把握や地域住民・自治振興区との連絡調整、地域コミュニティ支援などにかかる業務

注③：庄原市の想定する支所等の形態

方式	機能	権限等	共通事項
総合支所	【総合マネジメント機能】 管理部門を除き、本庁と同様の総合的な分野の行政事務を担う	管理職を配置し、専決(決裁)の権限を有する	・地域共創業務 (地域課題の把握、自治振興区等連絡調整、地域コミュニティ支援など) ・防災業務は、平時の職員配置に関わらず、災害対策本部の支所部等を見直したうえで、そこで業務に必要な職員体制を確保
支所	【全般的な行政事務機能】 管理部門を除き、複数の分野の行政事務を担う		
出張所	【出先機能】 特定の行政事務のみ担う	専決(決裁)の権限は無い	

【参 考】

■地方自治法

(支庁・地方事務所等の設置)

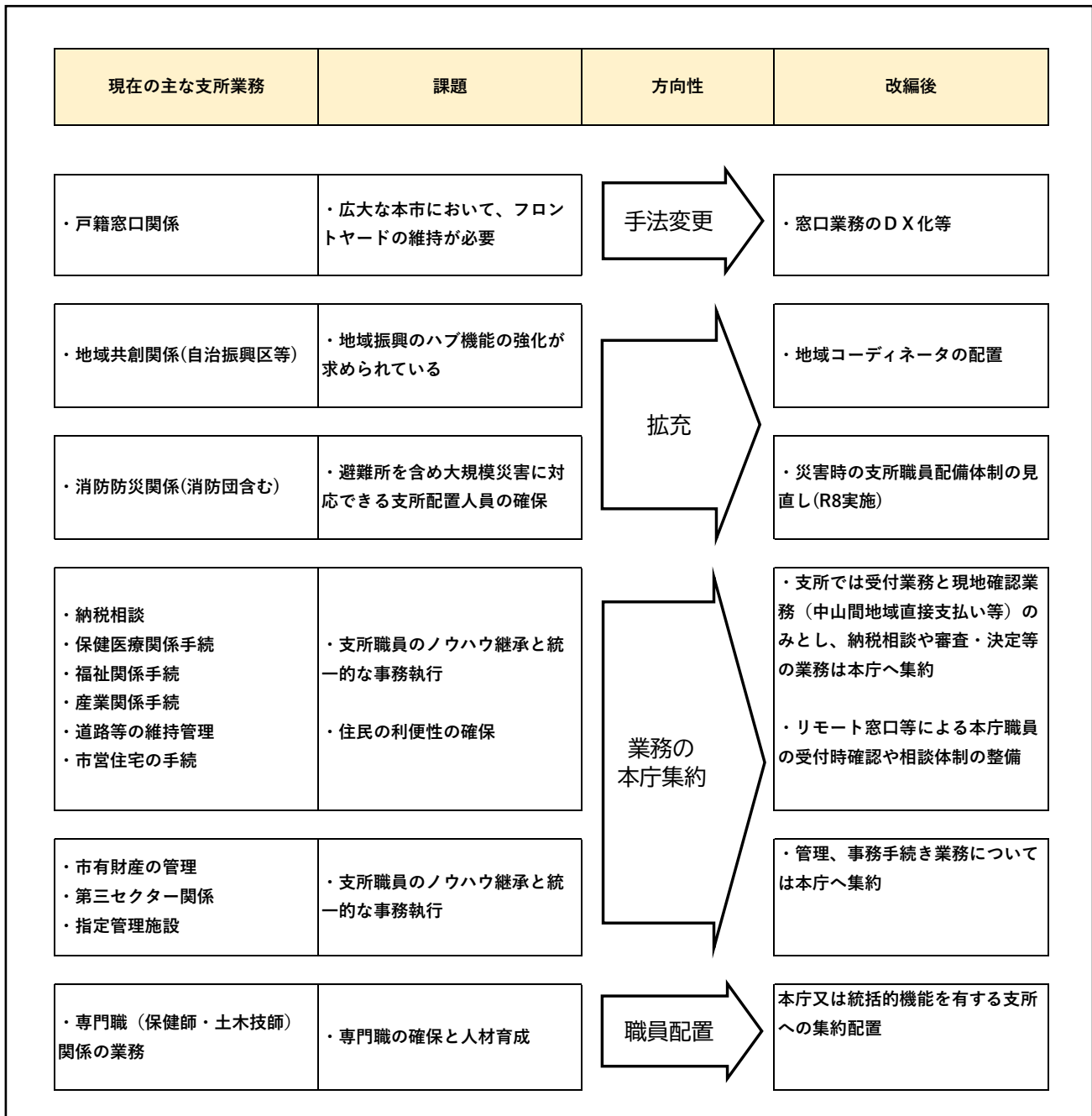
第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（中略）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

■注釈地方自治法

(五) 支所とは、市町村の一定区域を限り、当該区域を管轄区域として主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味するものであって、たとえば土木とか、産業とか、配給とかのごとく特定の事務のみを分掌する事務所を意味するものではないと解される（昭和28年7月2日自行行発215号）。

(六) 市町村の出張所とは、役場の窓口の延長という観念であって、住民の便宜のため役場の窓口まで出向がなくても済む程度の簡単な事務を処理する事務所である。出張所の事務としては、納税申告、市町村の施策の徹底のための広報事務等が考えられる。出張所には、したがって、特に係、課等を設ける必要はないと考えられる。

(1)支所等の機能改編のイメージ



(2) 集落支援員について



集落支援員

○ **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
 ① **集落の巡回・状況把握**、② **住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③ **具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**や
 その取組主体となる**地域運営組織**などをサポート

集落支援員の活動イメージ

必須業務

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

● **特別交付税措置**

● 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費 ① 集落支援員の設置
 ② 集落点検の実施
 ③ 集落における話し合いの実施
 ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員1人あたりの上限額
 専任 500万円 ※2
 兼任 40万円

※1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外
 ※2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が当たり15時間30分以上の場合を含む

● **配置状況 (R7年度)**

専任 3,270人
 兼任 3,145人 (自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約5割が50代以下
- 約5割が元会社員・元公務員・元教員
- 約9割がそれまで暮らしていた自治体で活動

中項目:② 人材育成の推進

中項目の目標像:限られた人員で効果的な行政サービスを提供できる人材を育成し、確保します。

所管課:総務課

1 現状及び課題

本市は人材育成基本方針を定め、職員育成に取り組んできましたが、早期退職などで職員が減少し、職場で業務を教え合う時間（OJT）が確保できなくなっています。

業務も複雑多様化しており、特定の人の知識や経験に頼ることが多くなり、業務継続性に係るリスクが高まっている状況にあります。

デジタルや福祉の専門人材も確保が難しくなっており、個々の職員が成長できる環境づくりと、公正な人事評価を行うことで、職員の育成・定着を進める必要があります。

また、職員自らが学び直し（リスキリング）ができる機会を充実する必要があります。

さらに、市の一体的な発展のためには、職員全員が庄原市全体の奉仕者であることを自覚し、各部署の円滑な連携により、職員の一体感の醸成を図ることも必要です。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①庄原市人材育成基本方針・実施計画の見直し	基本方針・実施計画の見直し	(1)「人材育成基本方針」及び「同実施計画」の着実な実施 (2)職員が自ら学ぶ意識を醸成するための取り組みの実施 (3)人事異動後に速やかにスキルを習得するため、研修機会を確保 (4)職員間の連携を促進し、企画立案から政策提言に至るまでのプロセスを包括する、新たな研修機会を導入 (5)実践力の研鑽に重点を置き、OJTの主軸となる管理・監督職の能力向上を促す人材育成を推進 (6)受験資格要件の見直しや情報の可視化などによる広報活動の強化を通じた採用活動の充実 (7)職員が生き生きと働きながら成長できる職場環境の整備	・「人材育成基本方針」の見直しにあたっては、総務省「人材育成・確保基本方針策定指針に関する報告書(令和5年9月)」の内容に留意する。
②人事評価制度の見直し（育成・処遇・組織成果への接続）	人事評価結果の反映：一般職員の昇給及び勤勉手当に反映	(1)能力や成果が人事管理や処遇へ適切に反映される人事評価制度の構築 (2)人事評価の給与等への反映 (3)職員のニーズに応じた評価制度の構築	
③専門職やデジタル人材など専門人材の安定確保	専門人材の確保	(1)「DXShip ひろしま」(注①)等の県の主導する枠組みを活用した人材確保 (2)広域都市圏・県境周辺市町と連携した人材確保の枠組みの創設を検討 (3)採用試験における学校推薦選考枠の導入を検討	

3 参考事項

①庄原市人材育成基本方針(別冊)

②人事評価制度の給与等への反映について

ア 総務省通知

令和 6 年 12 月 26 日 地方公共団体における人事評価結果の活用について

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものである。

1 人事評価結果の活用について

（中略）

人事評価は、地方公務員制度において能力主義や成績主義を実現するための手段であり、例えば、その運用にあたって、勤勉手当の支給や昇給等において、人事評価の結果を反映させずに一律に行うことなどは、法の趣旨に反する場合があることから、速やかな是正を図る必要があります。（後略）

イ 県内他市の人事評価制度の給与への反映状況(令和7年4月1日時点)

市名	一般職員の昇給に反映	一般職員の勤勉手当に反映	備 考
広島市	●	●	
呉市	●	●	
竹原市			
三原市	●	●	
尾道市		●	
福山市	●	●	
府中市	●	●	
三次市			
庄原市			
大竹市	●	●	
東広島市	●	●	
廿日市市			
安芸高田市			
江田島市			

注①：DXShip ひろしま：広島県内のD Xを効果的に進めるため、県と市町が協働でD Xに関する取組を進めるとともに、情報システム人材を共同で採用・育成・活用する枠組み

中項目:③ 定員マネジメントプラン【仮称】の策定

中項目の目標像:本市の特性を踏まえつつ、中長期的視野に立った職員数を設定し、安定的かつ効果的な行政運営の基盤を確立します。

所管課:経営戦略課

1 現状及び課題

本市では、究極の行政改革ともいえる合併による効果として、第1期及び第2期の行政経営改革大綱期間において職員数の削減に取り組み、目標を上回る削減を達成してきました。

しかし、複雑多様化する行政課題や頻発化する災害への対応、新たな事務事業への対応のため、**更には将来にわたり安定的に行政サービスを提供するためにも、組織体制を再構築しつつ、適正な職員数を確保することが大きな課題**となっています。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①定員マネジメントプラン【仮称】による適正職員数の確保	定員マネジメントプランに定める毎年度の職員数を達成し、安定的な行政運営できる体制を構築	安定的かつ効果的な行政運営の基盤を確立するため、定員マネジメントプラン【仮称】を策定し、適正な職員数を確保する。 (1) 次の点を考慮しつつ職員定数のマネジメントを 実施 ア 広大な面積、低い人口密度等の本市の特性を 考慮する 。 イ 住民サービスの維持を 考慮する 。 ウ 災害への対応等を 考慮する 。 エ 将来の本市の人口推移を 考慮する 。 オ 類似団体との比較を 考慮する 。 カ 組織の柔軟性が確保できる定数を 考慮する 。 ・突発事象への対応 ・人材育成、属人化の回避とノウハウ継承 ・内部統制（チェック機能）の確保 ・職員の長期休業等欠員への対応 (2)定員のマネジメントは、合理的根拠に基づき各年度の目標定数を設定し、最適配置を 実施 (3)社会情勢に柔軟に対応するため、計画期間中であっても随時、計画の見直しを 実施	・「定員マネジメントプラン【仮称】」と「人材育成基本方針」との統合も検討

中項目:④ 働き方改革の推進

中項目の目標像:職員一人ひとりのウェルビーイング(注①)を確保しつつ、生産性を高める働き方を実現します。

所管課:総務課・行政経営改革課

1 現状及び課題

限られた人的資源の中で、住民サービスの質を維持・向上していくためには、各職員が高いモチベーションを保ちながらパフォーマンスを発揮できる働き方を実現する必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①ウェルビーイング(注①)の実現	特定事業主 行動計画の 各目標達成	(1)カスタマーハラスメント対策の充実 (2)開庁時間の短縮による業務改善および勤務時間の適正化の実施 (3)多様な勤務形態の導入を検討 (4)本庁舎における打合せスペース確保などの職場環境の整備	
②職員からの改善提案の積極的な採用	提案採用 数:年2件 以上	職場環境改善に関する職員提案制度の創設 (1)随時受付 (2)無記名による提案	

3 参考事項

注①:ウェルビーイング:単に身体健康のみならず、精神面・社会面も含めた良好な健康状態や幸福感を指す概念

大項目：5 財政資源の最適配分

大項目の目標像：持続可能な財政運営プラン【仮称】の取り組みにより、持続可能で規律ある財政運営を**行**
います。

中項目：① 持続可能な財政運営プラン【仮称】の基本方針

中項目の目標像：持続可能な財政運営プラン【仮称】の策定し、財政運営の指針を示**します。**

所管課：財政課

1 現状及び課題

物価や労務単価の上昇などから、市民サービスに必要な経費等の高まりが見込まれ、「令和7年度庄原市財政計画」では、令和9年度以降の各年度の収支不足額を5億円程度と見込んでいます。

今後、老朽化した公共施設の維持管理経費など、**行政コストの上昇が予測されるため、抜本的な財政健全化が求められる一方で、未来につながるまちづくりに投資する予算を確保し、本市の持続的な発展と成長へ確実につなげていくため、財政運営の指針を示し実行する必要があります。**

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①持続可能な財政運営 プラン【仮称】の策定	プランに掲 げた目標の 達成	(1) 次に掲げる費用 を除き、令和11年度決算以降の 実質単年度収支(注①)の5年平均が黒字となる財 政運営 ア 大規模災害の復旧に要する費用 イ 非常事態宣言発令を伴う感染症対策に要する 費用 ウ これらと同等の事案に要する費用 (2) 大綱の計画期間内に 、財政調整基金残高は、標準 財政規模の概ね15%を確保	

3 参考事項

注①：単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額で、当該年度の純粋な収支。

(1)第3期長期総合計画に掲げる KPI

指標名	現状 (R6)	中間目標 (R11)	目標 (R16)	備 考
実質公債費比率	11.5%	11.5%	11.5%	
経常収支比率	97.7%	97.7%	97.7%	
財政力指数	0.26	0.26	0.26	
市税収納率	98.33%	99.00%以上	99.60%以上	
施設管理経費の縮減率	100%	94%以下	88%以下	地方財政状況調査 46 表の丸 A (年間所要経常経費の計)の財源 内訳・一般財源等の欄の合計

中項目:② 歳入の確保

中項目の目標像:自主財源の確保に努め、安定した財政基盤を構築します。

所管課:行政経営改革課・財政課・政策企画課・税務収納課

1 現状及び課題

令和 6 年度決算における本市の財政力指数は 0.26 であり、自主財源に乏しく新たな財源を含め、あらゆる収入を確保する必要があります。

とりわけ、市民サービスの維持・向上の貴重な財源である、ふるさと納税の額及び市税の収納率が県内市で最下位であるため、改善に向け段階的かつ多角的なアプローチを行う必要があります。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備 考
①ふるさと納税制度等の積極的活用	ふるさと納税額： 【現状】 75,122 千円 ↓ 【目標像】 313,000 千円	(1)返礼品を通じた魅力の発信 (2)体験型返礼品の設定 (3)宿泊施設・飲食店等の優待による来庄誘導及び現地決済型の導入 (4)クラウドファンディング型ふるさと納税の活用 (5)県人会等における PR の強化 (6)庄原ファンクラブにおける PR の強化	
②施設使用料・手数料の見直し	持続可能な財政運営プランに定める使用料の設定	(1)統一的な使用料・手数料基準を設定 (2)応益負担の原則の徹底 (3)福祉的視点に配慮した使用料設定 (4)維持管理経費を考慮した料金設定(投資的経費は算入しない。) (5)市の施策及び文化振興での利用に対する減免の実施	
③ネーミングライツ等、新たな財源の確保	ネーミングライツ導入施設数 【現状】 1 施設 (年間 88 万円) ↓ 【目標像】 財政運営プランで定める	(1)ネーミングライツ導入施設の拡大 (2)民間提案による新たな媒体へ広告の拡大 (3)SIB(注①)による新たな資金調達	
④市税収入の確保	現年分市税収納率： 【現状】 98.33% ↓ 【目標像】 99.00 以上	(1)市税収入の確保 ア 滞納初期での効果的な納付催告と納税相談の啓発を実施する。 イ 資力のある滞納者に対し厳格な滞納処分等を実施する。 ウ AI 自動音声による電話催告等を検討する。 (2)新たな税収の検討 ア 都市計画税について、庄原版コンパクト＋ネットワークの方針等を踏まえ導入を検討する。 イ 法定外目的税や法定外普通税、超過課税について、課税客体の精査や他自治体の事例等踏まえ、必要に応じ、導入を検討する。	第 3 期長期総合計画に定める KPI

3 参考事項

注①：SIB(Social-Impact-Bond)：官民連携の仕組みの一つで、行政や民間事業者、資金提供者等が連携して、社会問題の解決を目指す取り組み

■県内市のふるさと納税額（令和6年度）

（単位：千円）

	市名	ふるさと納税額
1	大竹市	1,020,030
2	呉市	990,659
3	広島市	579,486
4	尾道市	558,155
5	東広島市	438,819
6	廿日市市	430,945
7	三原市	390,921
8	福山市	212,874
9	府中市	207,588
10	江田島市	192,549
11	竹原市	146,037
12	安芸高田市	145,165
13	三次市	103,686
14	庄原市	46,122

【出典：総務省、ふるさと納税に関する現況調査】

※ 企業が個人寄付として行ったものを除く額

■県内の市税収納率【令和6年度】

（国民健康保険税・料を除く。）

	調定済額(千円) (A)	収入済額(千円) (B)	(A)－(B)	収入率 (%)	順位
呉市	30,050,552	30,000,904	49,648	99.8	1
廿日市市	16,850,080	16,794,642	55,438	99.7	2
大竹市	5,425,235	5,407,150	18,085	99.7	2
広島市	249,693,135	248,593,120	1,100,015	99.6	4
東広島市	39,099,837	38,941,437	158,400	99.6	4
福山市	76,459,347	76,133,306	326,041	99.6	4
三原市	13,833,173	13,773,636	59,537	99.6	4
尾道市	17,644,329	17,570,010	74,319	99.6	4
竹原市	4,791,012	4,766,141	24,871	99.5	9
三次市	6,970,536	6,938,050	32,486	99.5	9
安芸高田市	3,579,287	3,555,585	23,702	99.3	11
府中市	5,067,671	5,026,706	40,965	99.2	12
江田島市	2,426,653	2,403,745	22,908	99.1	13
庄原市	3,733,296	3,671,887	61,409	98.4	14

中項目:③ 歳出の見直し

中項目の**目標像**:徹底した歳出の見直しにより、持続可能な財政運営の基盤を構築します。

所管課:行政経営改革課・財政課・管財課

1 現状及び課題

令和6年度決算における本市の経常収支比率は97.7%であり、市の裁量で使用できる一般財源が乏しく、財政構造の硬直化が進んでいます。

また、実質単年度収支は、▲191,327千円であり、**支出が収入を上回っている**部分を財政調整基金(市の貯金)の取り崩しで補っている深刻な状況であるため、抜本的な歳出の見直しが必要です。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①「選択と集中」「優先性と有効性」を基軸とした予算編成	持続可能な財政運営プラン【仮称】に掲げる目標を達成	(1)行政評価制度との予算査定の連携強化【再掲】 (2)役割を終えたと判断できる事業終了の迅速な意思決定 (3)新たな政策予算等へ柔軟に対応できる財源の捻出	
② 経費別歳出の見直し		(1)補助費等(負担金・補助金・交付金) ア 補助費等の本質に立ち返り「公益性」、「妥当性」、「有効性」、「公平性」の4つの基本視点から全補助金(自治振興区への交付金を含む。)をゼロベースで見直す。 イ 団体運営費の支援を、 原則 、事業費支援へ転換する。 ウ イベント補助金 について 、本大綱計画期間中に行政評価事業の重点評価事業として、個別に評価する。 エ 原則、シーリング(一定基準による割合を定めた査定)は行わず、性質や目的 について 個別に判断する。 オ 補助金は、原則、交付要綱を制定し、事業補助金は終期を設定する。 カ 全負担金について、その必要性を再評価し、慎重に継続可否を判断する。 キ 電子マネー付きポイントカード「なみか・ほろか」を活用した補助金交付について検討する。 ク 公営企業への繰出金は、 独立採算制を高める経営改善により縮減する。 (2)物件費・維持補修費の縮減 ア 公共施設等総合管理計画に基づき公共施設(道路等を含む。)の再配置を検討する。 【再掲】 イ 継続する施設については、個別計画と合わせて、施設の長寿命化、安全性、利便性、維持管理費の低減・財政負担の平準化の視点のもと維持修繕計画を策定する。 【再掲】 ウ 指定管理者の公募施設の見直しを検討する。 エ 指定管理料、施設管理委託料を見直す。 オ 借地公共施設の取り扱いを検討する。	

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
②経費別歳出の見直し	持続可能な財政運営プラン【仮称】に掲げる目標を達成	(3)義務的経費（人件費・扶助費、公債費） ア 人件費は、人材育成やデジタル技術の活用に取り組みつつ、定員マネジメントプランにより適正職員数を確保したうえで、総額を抑制する。 イ 扶助費は、市が単独で実施する事業の制度内容・必要性を見直す。 ウ 公債費は、実質的な元利償還金の額を圧縮するため、有利な起債を活用するとともに、借入額を抑制する。 (4)繰出金 ア 特別会計（公営企業を除く）への繰出金は、事務の効率化などにより、内部管理経費を縮減し、繰り出し総額を抑制する。 (5)普通建設事業費 ア 国・県支出金等の積極的な活用など、財源の確保により一般財源を縮減する。 イ 有利な起債を活用することで、後年度の公債費負担を抑制する。 ウ 将来的なコストを踏まえた事業の事前評価により、事業実施を判断する。	

3 参考事項

(1) 庄原市の補助金等の一覧

【補助金名、事業内容、補助金額】

(2) 庄原市の指定管理施設の一覧

【施設名、施設種別、指定管理料】

(3) 庄原市の借地となっている公共施設の一覧

【施設名、施設種別、借地面積、借地料】